

令和5年（2023年）7月11日（火曜日）

第 4 号

令和5年第2回
北海道議会定例会 予算特別委員会第1分科会会議録

第4号

令和5年(2023年)7月11日(火曜日)

出席委員	交代委員
委員長	
大越農子君	
副委員長	
宮崎アカネ君	
木下雅之君	
千葉真裕君	
田中勝一君	
水口典一君	赤根広介君
植村真美君	
滝口直人君	
太田憲之君	
笠井龍司君	
中川浩利君	
森成之君	
高橋亨君	

次世代社会戦略局長	上原和信君
地域創生局長	大野哲弘君
交通政策局長	千葉繁君
航空港湾局長	前川晃輝君
施設管理担当局長	所秀和君
総務課長	蓮見光志君
計画推進課長	佐々木敏君
国際課長 兼ロシア担当課長	早川由世君
デジタルトランスフォーメーション 推進課長	漆崎卓哉君
地域戦略課長	笹森穰君
交通企画課長	菅野圭二君
地域交通担当課長	齋藤冬樹君
航空課長	嶋田貴洋君
空港戦略担当課長	丹野正樹君
空港港湾担当課長	笠原千義君

出席説明員	
総合政策部長	三橋剛君
総合政策部 次世代社会戦略監	水口伸生君
総合政策部 地域振興監	菅原裕之君
総合政策部 交通企画監	宇野稔弘君
総合政策部次長	清水茂男君
計画局長	笠井敦史君
国際局長 兼ロシア担当局長	近藤史郎君

総務部長 兼北方領土対策 本部部長	藤原俊之君
総務部職員監	谷内浩史君
総務部危機管理監	古岡昇君
財産担当局長	清水章弘君
人事局長	飯田滋君
財政局長	木村敏康君
教育・法人局長	成田正行君
危機対策局長	吉川政英君
海溝型地震対策 担当局長	北山雄彦君
原子力安全対策 担当局長	村松卓己君

【第1分科会 7月11日 第4号】

総務課長	高見里佳君	海溝型地震対策室長	平野宏和君
文書課長 兼道史編さん室長	鳥井慎一君	防災航空室長	沖田備啓君
財産課長	平田健男君	原子力安全対策課長	稲場勝敏君
管理運用担当課長	白幡博久君		
改革推進課長	木村重成君	議会事務局職員出席者	
人事課長	古田生介君	議事課主幹	加藤隆行君
職員活躍担当課長 兼人事局参事	阿部真理君	議事課主査	藤田知樹君
給与服務担当課長	菅井信宏君	同	大西健君
財政課長	松林直邦君	同	斉藤晃俊君
資金担当課長	高畠研人君	同	中川典彦君
学事課長	佐藤敏尚君	同	吉本麻美君
防災教育担当課長	山崎正人君	同	中澤正和君 井端卓君

午前10時1分開議

○宮崎アカネ副委員長 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔藤田主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

田中勝一委員

植村真美委員

であります。

○宮崎アカネ副委員長 それでは、議案第1号、第2号、第7号及び第8号を一括議題といたします。

1. 総合政策部所管審査（続）

○宮崎アカネ副委員長 7月10日に引き続き、総合政策部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

植村真美君。

○植村真美委員 おはようございます。

私からは、まず、航空政策について御質問をさせていただきたいと思います。

空港の脱炭素化についてでございますけれども、道は、昨年3月に、ゼロカーボン北海道推進計画を策定いたしまして、2030年度のCO₂排出量について、2013年度比で48%削減するとともに

に、道有施設については、2013年度比で50%とすることを目標に掲げております。こうした中で、道では、ゼロカーボン北海道の実現に向けまして、道管理空港においても航空灯火のLED化を進めていると承知しておりますけれども、この取組について伺います。

まず、この取組状況と今後の予定を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○宮崎アカネ副委員長 空港港湾担当課長笠原千義君。

○笠原空港港湾担当課長 航空灯火のLED化についてであります。2019年に、国が、2030年度までのLED導入率100%を目指すとしたことを受け、道では、2020年度に、空港別、年次別の整備目標を立て、2021年度から道管理空港のLED化に着手したところです。

空港別では、紋別空港におきまして、昨年度、詳細設計を実施し、今年度から、本工事を実施するのを初めに、女満別、利尻空港におきましては、詳細設計を実施し、来年度以降に本工事を実施する予定としております。

また、中標津、奥尻空港におきましても、2030年度までのLED化に向けて、順次取り組んでいく予定としております。

○植村真美委員 続きまして、空港の脱炭素化に向けては、航空灯火のLED化以外にも様々な取組を実施する必要があるというふうに感じているところであります。

道は、今回の補正予算案で、道管理空港に関し、空港脱炭素化推進計画策定経費を計上しておりますけれども、計画の策定に向けてどのように取り組んでいくお考えなのか、伺います。

○宮崎アカネ副委員長 空港戦略担当課長丹野正樹君。

○丹野空港戦略担当課長 空港脱炭素化推進計画についてであります。国は、近年の脱炭素化の動きに対応するため、昨年6月に航空法等を改正し、空港ごとの計画の策定や協議会の設置などについて定めたところでございます。

こうした中、道としましても、ゼロカーボン北海道の実現に向けまして、道管理空港における脱炭素化の取組を総合的かつ計画的に進める必要がありますことから、計画の策定に向けた検討を行うため、地元自治体をはじめ、航空会社などの関係事業者と協議会を設置しまして、必要な調査を実施することとしております。

道といたしましては、こうした調査を通じまして、各事業者の温室効果ガス排出状況を把握しますとともに、空港施設及び空港車両の省エネ化や再生可能エネルギーの導入などの脱炭素化の取組につきまして、関係者との協議を進めてまいります。

○植村真美委員 脱炭素化の取組を順調にしっかりと進めていただきたいと思います。

続きまして、国際線の回復に向けた取組について伺います。

道内空港における空港需要のうち、国内線需要につきましても、コロナ禍前と比較しておおむね同程度に回復してきているようでございますけれども、国際線は回復途上にあるというふうに考えております。

観光振興はもとより、本道経済の活性化のためにも、新型コロナの感染症法の位置づけが5類に移行したことや水際措置の撤廃によりまして国際線のさらなる需要回復が期待されているとこ

【第1分科会 7月11日 第4号】

るでありますけれども、道は、国際線の需要回復に向けまして、今後どのように取り組んでいくお考えなのか、伺います。

○宮崎アカネ副委員長 航空港湾局長前川晃輝君。

○前川航空港湾局長 国際線の需要回復に向けた取組についてでございますが、道では、これまで、国際線の再開に向けた航空会社への働きかけのほか、官民で構成する協議会などを通じて、再開時における現地への訪問団の派遣や、道民の海外旅行を促進するためのイベントなどを開催してきたところでございます。

こうした取組に加え、今年度は、メディアやSNSなどにおいて、インフルエンサーを活用し、道民向け海外旅行情報を発信するなど、アウトバウンド需要の創出に向けた機運醸成にも取り組んでまいります。

また、国際線の再開は、羽田空港や関西国際空港といった国内主要空港を中心に進んでおりますことから、国内線を活用した呼び込みが効果的と考え、訪日外国人向けの国内線割引運賃について認知度向上を図るよう国に要請した結果、6月下旬から、日本政府観光局のウェブサイト内にある北海道を紹介するページにおきまして、当該割引運賃の紹介が行われているところでございます。

道といたしましては、当該割引運賃の認知度向上につきまして、他府県とも連携しつつ、引き続き国に要請するとともに、さらなる需要回復に向けて、北海道エアポートなど、多様な主体と連携しながら、各般の施策を推進してまいります。

以上でございます。

○植村真美委員 このたびの国際線需要の回復に向けての取組というものは、路線の増便といった目標ではなくて、周知、情報発信のほか、魅力をどこまで拡充していくかということでの予算計上だというふう聞いておりますけれども、やはり、今後は、そういった国際線の拡充や増便を含めて、目標数値をしっかりと掲げた上で、最初の足がかりになるような事業となることを私たちは期待したいというふうに思っています。

続きまして、空港の受入れ体制についてでございますけれども、空港業務の人材確保についてお伺いをしたいというふうに思います。

国の水際措置撤廃や世界的な円安の影響もありまして、今後、日を迫うごとに増すであろうインバウンド需要に対応できるように、道内における国際線の再開が一日も早く、そして、順調に進むことを期待しているところでありますが、一方で、グランドハンドリングや保安検査をはじめとする空港業務は、長引くコロナ禍の影響によりまして、人材不足が顕在化しているところであります。

道は、これまで、空港業務を担う人材の確保に向けまして、どのように取組を進めてきているのか、伺います。

○丹野空港戦略担当課長 空港業務の人材確保に向けた取組についてであります。長引くコロナ禍の影響による航空需要の減少によりまして、離職者が増加したことに加え、新規採用を見合

せた結果、グランドハンドリングや保安検査などの人材が大幅に減少する中で、国際線の回復が進み、さらなる路線の拡充や空港機能の維持には、空港業務を支える人材を安定的に確保することが重要となります。

このため、道では、国や航空会社、関係事業者と個別に協議を重ねますとともに、北海道エアポートが事務局を務めるワーキンググループを通じまして、本年2月に、新千歳空港におきまして就職セミナーを開催したほか、3月には、空港に関係する事業者の採用情報を掲載したウェブサイトを開設するなど、受入れ体制の強化に向けた取組を関係者と連携して進めてきたところでございます。

○植村真美委員 その空港業務に携わる方々のイメージアップというのがとても今は必要になってきているというふうにお聞きしていますので、その辺りも含めて、情報を発信する際、ウェブサイトを開設する際は、少し厚くそういった意識を盛り込んでいただきたいというふうに思っているところであります。

続きまして、宿泊業や飲食業など様々な業界で人材不足が叫ばれている中でありまして、航空業界におきましても、長期的な視野に立って人材の育成や確保を図ることが重要だというふうに考えています。

我が会派の同僚議員の一般質問に対しても、知事から、若年層への普及啓発に取り組んでいくと答弁をいただいているところでありますが、今後、若年層をはじめとする空港業務人材の確保育成に向けまして、どのように対応するのか、伺います。

○前川航空港湾局長 今後の道の対応についてでございますが、道では、今後の国際線の本格的な回復を見据え、官民で構成する協議会におきまして、セミナーの開催など、事業者の採用活動を支援する取組に加え、若年層に対して、空港における様々な職種の存在や経済・社会活動を支える役割を伝えるといった、業界の認知度向上を図る取組が重要と考えているところでございます。

こうしたことから、若い方々への普及啓発が全道的かつ長期的な取組となるよう、今年度は、航空各社とも協働しながら、高校生以下を対象に、空港業務の説明や職業体験を行う航空教室の開催など、職業観を早期に形成するモデル事業を実施することで、空港業務の効果的な認知度向上や業務への理解を深める手法の検証構築に努めてまいります。

以上です。

○植村真美委員 インバウンドを含めて、観光客を北海道に呼び戻すという政策と同時に、こういった空港業務関連の人材不足ということもある中で、飛行機に乗る方々を不安な思いにさせることがあってはいけないかなというふうに思っています。また、事故を防ぐためにも、こういった人材づくりというものは早急に進めていかなければいけない課題だと思っておりますので、手厚くこのたびの政策を進めていただきたいと思います。

続きまして、交通政策に移らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の5類移行から2か月が経過したわけでございますけれども、国内

【第1分科会 7月11日 第4号】

外からの来道者、人流も回復基調になっていますが、この人流を支える上で重要な役割を果たしているのが交通事業者であります。

特に心配されていますのがバス事業者であります。依然として利用者の伸び悩みが見られますし、路線の維持に向けて懸命に取り組まれています、その実情は大変厳しいものというふうに判断させていただいております。コロナ禍を脱したとは受け止め難い環境に置かれている市町村も多くあると思っております。

その一方、乗合バスは、輸送資源が乏しく、ほかの選択肢も限られている地域においては欠くことができない交通手段であり、その確保は急務となっておりますが、私の地元であります空知の地域でも、本当にバス路線が今後も確保できるのか、移動する手段がなくて本当に心配ですというような声を皆様から伺っているところであります。

そういったバス路線の存廃を気にする声が寄せられているところでありますが、道においては、地域の移動手段を確保するために、道内の各地域において、市町村や交通事業者など地域の関係者と協議しながら、地域交通のマスタープランとなる広域的な地域公共交通計画を作成し、維持可能な交通ネットワークの確保に向けた取組を行っているところでありますが、以下、その取組について数点お伺いをいたします。

まず初めに、計画の推進に関わる関係者の取組についてであります。道において、かねてから広域的な地域公共交通計画の策定に向けた取組を推進しているところでありますが、今現在はどのような策定状況でありますか。

また、他の地域に先駆けて計画を策定いたしました北空知地域や後志地域におきましては、計画の推進についてどのような対応が図られているのか、伺います。

○宮崎アカネ副委員長 地域交通担当課長齋藤冬樹君。

○齋藤地域交通担当課長 計画の推進状況についてでございますが、道におきましては、将来にわたり持続可能な地域交通を確保していくため、地域における公共交通として中心的な役割を担っております路線バスの運行エリアを参考として、全道の14地域において、令和3年度からの3年間にわたり、市町村や交通事業者などで構成する法定協議会を設置し、エリア内の移動ニーズの把握などを行いながら広域的な交通計画の策定を進めてきたところであり、これまでに10地域で策定を終え、今年度中は残る4地域の計画策定を加速する考えでございます。

既に計画を策定した北空知地域と後志地域におきましては、日常的な利用促進を図るための高齢者向けのバス乗り方教室の開催や、観光客の利用増を目的としたJR駅名案内板の設置などの取組を推進してきたところであり、今後も、法定協議会が中心となりまして、利用者ニーズの把握や、計画に掲げた目標値の検証、評価などを行いながら、計画の着実な推進に取り組んでまいります。

○植村真美委員 目標値の検証、評価など、今まで実績を積み重ねてきていることが、いろいろな意味で明らかになってきているところもありますので、ぜひ、地域の方々と情報共有しながら進めていただきたいというふうに思っております。

広域分散型の本道におきまして、長大なバス路線での運行が余儀なくされ、その大部分では運行経費もかさむことから、赤字が生じているのが実情であります。これに対して、国や道、市町村が協調しながら補助金によって路線を支えています。バスの利用状況に目を向けますと、運行する時間帯によっては、利用者数に大きな差が見られているのが実情であります。

収益性が高いとは言えない実態にありまして、また、事業者においても、エッセンシャルワーカーとしての使命感から運行体制の維持を最優先に取り組んでおり、一言で路線維持と表しましても大変厳しい状況下にあります。

先ほど申し述べました北空知や後志地域の計画では、持続可能な交通ネットワークの確立を目指すとしており、その持続性を高める観点から、計画策定に参画した関係者の合意を前提にしながら、路線の見直し、再構築を見据えた積極的な対応を図ることも待たなしと言える状態にあります。

ただでさえ、運転手不足が加速度的に進展する中、輸送資源に選択肢があるならば、地域の利用実態などに即して、利用の少ない時間帯のバス路線のデマンド化による運行体制の効率化と利便性向上を図ることも重要になってくるというふうに思いますけれども、交通環境の変化を見据え、地域の実情に応じた路線の再構築に関する道の認識を伺います。

○宮崎アカネ副委員長 交通政策局長千葉繁君。

○千葉交通政策局長 バス路線の見直しについてでございますが、地域のバス会社は、住民の方々の暮らしを支える上で重要な役割を担っているものの、全国を上回るスピードで進行する人口減少に加えまして、新型コロナウイルス収束後の新たな生活様式の定着や燃油価格の高騰などにより、依然として厳しい経営環境にあるところでございます。

こうした認識の下、地域におきましては、バスダイヤの見直しをはじめ、個別路線ごとの利用実態や移動ニーズに応じた運行経路の見直しといった課題やその対応の方向性を計画に位置づけ、バス路線を中心とした地域交通の確保に向けた取組を推進しているところでございます。

道といたしましては、こうした取組を通じ、通学、通院などの利便性に最大限配慮しつつ、地域の実情や社会情勢の変化に応じた地域交通の最適化を図る観点から、交通事業者はもとより、関係者の皆様と丁寧な議論を行い、再構築の検討を深めてまいります。

以上でございます。

○植村真美委員 道においては北海道交通政策総合指針を策定いたしまして、令和3年度からは広域的な地域公共交通計画の策定に着手してきました。それでも、足元の環境を見詰めますと、バスの利用動向をはじめ、運転手不足など、地域やバス事業者を取り巻く交通環境が変化するさまには、驚きより不安が広がっているのが実情であります。

道におきましては、計画策定後、こうした複雑な環境変化を適切に捉え、地域交通の確保に努力している地域のあらゆる関係者をリードして、バス路線の再構築を通じて、持続性の高い地域交通を確保していく上で重大な役割を果たす立場にあるというふうに考えます。

地域が策定した地域公共交通計画に網羅した取組の実効性を確保することが、より重要になる

かというふうに思いますけれども、今後の対応について伺います。

○宮崎アカネ副委員長 総合政策部交通企画監宇野稔弘君。

○宇野総合政策部交通企画監 今後の道の対応についてでございますが、地域を取り巻く交通環境が、人口減少や高齢化の一層の進展、運転手不足の深刻化などにより大きく変化している中、地域交通を安定的に確保していくためには、地域の関係者が、より連携を強固なものとしながら、全道で策定されてきた地域公共交通計画に掲げる施策を着実に展開し、持続可能な地域交通を目指していくことが重要と認識してございます。

このため、道におきましては、国や市町村、交通事業者といった地域の多様な主体と相互に連携しながら、観光資源と連携した利用促進策や運転手確保などに取り組むことに加えまして、北海道交通政策総合指針の取組とも整合性をしっかりと図りながら、効果的な施策展開に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○植村真美委員 先ほど、補助金の制度の関係でお話を若干させてもらいましたけれども、既存の補助制度の在り方では、今の地域実情と合っていない部分があるというふうに思います。国とこれから協議の上、しっかりと地域の実情に合った補助金の体制強化というものをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○宮崎アカネ副委員長 植村委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

水口典一君。

○水口典一委員 それでは、大きく3点にわたりまして質問をさせていただきます。

まず初めに、未来技術などについてであります。

道では、未来技術を活用した活力にあふれる北海道を目指すとし、北海道Society5.0推進計画を策定しており、知事の公約で、未来技術関連のワンストップ窓口を設置し、本道をテストフィールドとした先駆的な実証実験の支援や情報発信に取り組むとしております。

本道は、広域分散型社会の地域構造を有し、本道が抱える少子高齢化、地域における医療や教育の確保、担い手不足といった深刻な課題などの解決には、デジタルを活用した新たな取組を常に生み出し、産業や暮らしに浸透させて、経済成長や地域の発展につなげていく未来技術の活用が有効な手段であると考えるところであり、こうした視点の下、以下、数点伺います。

道では、これまで、ドローンフィールド・北海道として、「ほっかいどうドローンワンストップ窓口」の設置や、道内におけるドローン実証・練習フィールドの紹介などを行っております。

ドローンの活用は、地域課題のハンデを克服する有効な手段であり、未来技術の一つであると考えますが、これまでの取組について、まずお伺いいたします。

○宮崎アカネ副委員長 デジタルトランスフォーメーション推進課長漆崎卓哉君。

○漆崎デジタルトランスフォーメーション推進課長 ドローンに関する取組についてでございますが、近年、様々な分野で導入が進むドローンは、本道が抱える地域課題を解決していく上で重要

なツールであると認識しております。

このため、道では、令和4年度より、「ほっかいどうドローンワンストップ窓口」を設置し、道内各地での飛行に関する相談対応や飛行ルールなどの情報を発信してきたほか、民間企業と共催で「北海道ドローンフォーラム2022」を開催し、普及啓発に努めてきたところでございます。

また、寒さに弱いとされるドローンの積雪寒冷条件下における飛行実証を行い、その成果として、冬季に安全に運航するためのガイドラインを取りまとめ、これを公表するなど、ドローンに対する自治体や民間企業などの理解や利活用を促進してきたところでございます。

○水口典一委員 それでは次に、道では、昨年度のドローンに関する今ほどの答弁の取組を踏まえまして、今年度はドローンの利活用についてどのように深掘りをして、新たな展開を見通していくのか、伺います。

○宮崎アカネ副委員長 次世代社会戦略局長上原和信君。

○上原次世代社会戦略局長 今年度の取組についてでございますが、道といたしましては、様々な分野でのドローンの利活用がより一層広がることが重要と考えており、引き続き、ドローンに関するワンストップ窓口での情報発信や自治体と企業とのマッチング、イベント等の場において普及啓発を行うほか、今年度は、農業や建設業に比べ導入が進んでいない、物流や防災、観光といった分野での新たな活用策について検証することとしております。

道では、こうしたドローンの実証を積み重ねるとともに、その成果や事例を発信していくことにより、道内各地や様々な分野での利活用の拡大を進めてまいります。

○水口典一委員 冒頭でも触れましたが、道は、今年度、未来技術に関するワンストップ窓口を整備することとしております。

これまで述べてきましたように、ドローンに関しては、既にワンストップ窓口があり、また、新たな未来技術の分野は多岐にわたり、総合政策部のみならず、各部が関わる分野も多いことは容易に想像ができます。

窓口を整備する以上、相談する企業等の方々のニーズに合ったものでなければ、その先のテストフィールドの実現にはつながらないと考えますが、様々な分野が対象となると課題も多いはずであります。

道は、設置するワンストップ窓口にどのような役割を持たせようとしているのか、お伺いいたします。

○漆崎デジタルトランスフォーメーション推進課長 ワンストップ窓口についてでございますが、道では、AIやIoT、ロボットなどの未来技術について、道内での実証や社会実装による地域課題の解決を図るため、未来技術に関する総合相談窓口を設置し、専用ウェブページを立ち上げたところでございます。

この窓口では、民間企業や市町村などから幅広く相談を受け付け、市町村と民間企業とのマッチングや実証に向けた各種支援、市町村が抱える地域課題や実証フィールドの紹介、民間企業などによるソリューションの紹介、庁内各部局や国、関係機関との調整及び連携などの役割を担う

【第1分科会 7月11日 第4号】

こととしておりました、この窓口の運用に当たりましては、ドローンや自動運転などの既存の窓口とも連携しながら迅速な相談対応に努めてまいります。

○水口典一委員 それでは次に、「ほっかいどうテストフィールド」の実現についてでございますが、ドローンに関してはこれまで取り組んできた実績もあります、今議会に補正予算が計上され、道が進めようとしております、ほっかいどうテストフィールド推進事業では、より幅広い分野が対象になってくるものと考えます。

道内では、既に自動車のテストコースで全国有数の立地となっておりますが、本事業では、未来技術の動向や企業の実証ニーズ等を調査するとともに、道内のテストフィールドの情報発信を行おうとしております。

そこで、北海道でテストフィールドとして展開が見込める未来技術は、現時点においてどのような分野を想定しているのか、その根拠も併せてお伺いいたします。

○漆崎デジタルトランスフォーメーション推進課長 ほっかいどうテストフィールド推進事業についてでございますが、本事業におきましては、AI、IoT、5G、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、自動運転、ドローンを含むロボット、VRやARなどの民間企業や研究機関が有する新規性、先進性のある未来技術を対象としまして、地域の課題やニーズを踏まえ、本道で実証事業を行うことにより、将来、社会実装が見込まれるものを洗い出すこととしておるところでございます。

○水口典一委員 ただいま、民間企業や研究機関が有する新規性、そして先進性のある未来技術を対象として、それを洗い出すとの答弁でございましたが、北海道でテストフィールドを展開していくためには、情報提供ももちろん必要ですが、調査を実施した後何をもどのように進めていくのかが肝腎と考えます。

知事会見での重要政策の説明では、未来技術、実証のテストフィールド化を進めるなど、未来に挑戦する産業づくりに取り組むと述べておりますが、今後どのように取り組むのか、所見をお伺いいたします。

○宮崎アカネ副委員長 総合政策部次世代社会戦略監水口伸生君。

○水口総合政策部次世代社会戦略監 今後の取組についてでございますが、本道が抱える様々な課題に対応するためには、スマート農業など、これまで各産業に浸透してきたデジタル化をより一層進めますとともに、AIやIoT、ロボット、自動運転といった新規性、先進性があり、日々進化している未来技術を新たに利活用していくことが重要であると認識しております。

このため、地域の課題やニーズを踏まえながら、本道をテストフィールドとして活用可能な民間企業や研究機関が有する実証段階にある技術を調査し、その成果を今般設置した総合相談窓口での情報提供や市町村と民間企業などとのマッチングにつなげていくとともに、道や国の支援事業の活用を促し、実証事業の実施を後押しするなどして、未来技術の社会実装に向け取り組んでまいります。

○水口典一委員 それでは指摘をさせていただきますが、北海道の持つ広大な土地、再生可能エ

エネルギーの宝庫といったポテンシャルを考えれば、北海道は未来技術の先進地となり得る可能性を十分に秘めております。また、未来技術、先進技術は、開発から実証までのサイクルが予想以上に速いとも言えます。

この状況下において、調査等に時間をかけていては、競合する地域に後れを取ってしまう懸念がありますので、道としては、単に調査等にとどまることなく、スピード感を持って次の展開に進めていくべきであり、その点について指摘をさせていただきます。

それでは次に、地域訪問などの取組について伺います。

知事の地域訪問について伺います。

道内には179市町村があり、地域の課題は様々であることから、道政のトップである知事が地域の現場を訪れ、課題解決に向けた取組に直接触れ、地域の発展に取り組んでいる方々との意見交換をすることは有意義な取組と考えますし、我が会派では、知事の現地訪問の必要性について、これまで折に触れ、議論を交わしてきたところであります。

私の地元の滝川市にも何度か訪問いただいているところであり、コロナ禍でありながらも、知事は積極的に取り組まれてきていると受け止めているところであります。

一方で、知事が貴重な機会を設けるのであるから、そうした取組の情報発信もしっかりしていく必要があると考えているところでありまして、こうした観点から、以下、数点伺います。

我が会派の代表質問でも触れましたが、知事は、公約で、地域の声を聞き、共に考え、行動すると訴えております。

そこでまず、「なおみちカフェ」など、知事の地域訪問の取組は、どのような考え方の下、実施をしているのか、お伺いいたします。

○宮崎アカネ副委員長 地域戦略課長笹森穰君。

○笹森地域戦略課長 地域訪問の考え方についてでございますが、知事が地域を訪問し、様々な課題や取組について直接お話を伺い、道の施策に反映していくことは、個性あふれる地域づくりを進めていく上で大変重要と認識しております。

こうした考え方の下、地域づくり実践者の方々などから地域の創意工夫ある取組をお聞きし、広く発信していく「なおみちカフェ」と、知事が、複数の市町村長や地域の活性化に取り組んでいる方々と地域における様々な課題や振興方策などについて意見交換を行うスクラムトークを実施しております。

○水口典一委員 ただいま、「なおみちカフェ」とスクラムトークを実施しているという御答弁でございましたが、昨年度——令和4年度は、コロナによる行動制限が緩和されたこともあり、知事は、相当な回数、地域訪問を行ったと承知しておりますが、実施状況についてお伺いいたします。

○笹森地域戦略課長 地域訪問の実施状況についてでございますが、令和4年度は、「なおみちカフェ」として延べ126市町村を訪問し、学校教育、保健福祉、歴史・文化、農林水産業、食品加工、観光振興など、様々な分野にわたりまして、各地の特色ある取組や課題などについてお話

を伺い、対話を重ねてきたところでございます。

○水口典一委員 地域訪問の取組の考え方などについてお伺いをいたしました。

これまで、地域訪問で得られた様々な声や知事が自らの目で見て肌で感じたことを、どのように道政に反映し、政策展開を図ってきたのか、地域訪問の成果をお伺いいたします。

○笹森地域戦略課長 地域訪問についてでございますが、これまで、地域の方々から様々な分野で地域の魅力や課題についてお話を伺い、関連施策の推進に向け、庁内で検討を重ねてきたところございまして、例えば、物価高騰の影響緩和に係る国への要請や補正予算への対応、風力発電や水素ファームなど先進的な取組を踏まえた地域のゼロカーボンの取組支援、さらには、農水産物の6次産業化に取り組む高校生が企画、開発、生産した商品のどさんこプラザでの販売などの政策展開を図ってきたところでございます。

○水口典一委員 今ほど、成果については、物価高騰対策、ゼロカーボンの取組支援、それから高校生の商品開発支援など、答弁をいただきましたが、知事の任期は2期目となり、地域訪問も今年で5年目となりますが、今年度はどのような考えの下で地域訪問を展開していくお考えなのか、お伺いいたします。

○宮崎アカネ副委員長 地域創生局長大野哲弘君。

○大野地域創生局長 今年度の取組についてでございますが、道としては、今年度についてもできるだけ多くの地域への訪問機会を設け、可能な限り滞在時間を確保した上で、「なおみちカフェ」を実施するとともに、市町村長や地域の活性化に取り組んでいる方々と地域の課題や展望について意見交換を行うスクラムトークについても積極的に開催する考えであります。

また、知事自身が実際に様々な作業などを体験する様子を通じて、各地域の魅力や特色を幅広く発信していくことも重要でありますことから、多くの方々に知っていただけるよう、SNSや動画を活用するなどして、訪問先の特色ある取組や魅力を積極的に発信してまいります。

以上です。

○水口典一委員 我が会派では、直近でも、網走市の観光ホテルにおける重油漏れ事故に関して、地域の切実な声を受け、知事の現地訪問を再三求めてきたところであり、実現したのは、知事が現地入りの検討を議会で表明してから、実に4か月後の3月中旬でありました。

そこで、少し具体的なこととなりますが、訪問先を決定するに当たって、地域の声、例えば、ぜひ来ていただきたい、あるいは、こういった状況を見ていただきたいというような地域の声は判断材料とされるのか、この点について伺います。

○笹森地域戦略課長 訪問先の選定についてでございますが、具体的な訪問先につきましては、地域づくりの拠点として常日頃から管内の動きを把握している振興局が、市町村の意向なども踏まえながら、関係者の御都合や知事の日程などを勘案して選定しております。

○水口典一委員 それでは次に、情報発信についてでございますが、道のホームページでは、地域訪問については知事のフェイスブックとユーチューブのリンクが載っているだけとなっております。せっかくの取組にもかかわらず、発信される内容が少ないと言わざるを得ません。

より具体的な内容が掲載されると分かりやすくなるのではないかと考えますが、この点についての見解をお伺いいたします。

○**笹森地域戦略課長** 情報発信についてでございますが、道では、地域における魅力的、先駆的な取組につきまして、道内での横展開や道外からの人の呼び込みにつながっていくきっかけとなるよう、これまでも、SNSや動画、紙媒体による情報誌など、様々な手法を用いて積極的な発信を行ってきたところでございます。

今年度におきましては、こうした発信に加えまして、訪問先の取組や懇談した方々などを記事として紹介する地域訪問のページ「なおみちカフェ note 179」を開設したほか、道政広報番組「知るほど！なるほど！北海道」に地域訪問の取組紹介コーナーを新たに設けるなど、情報発信のさらなる強化に向けて取り組むこととしたところでありまして、今後とも、訪問先の魅力や地域の特色ある取組が広く伝わるよう、様々な媒体を活用しながら積極的な発信を行ってまいります。

○**水口典一委員** 地域訪問のページ、そして、道政広報番組などを強化するというところでありますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは次に、動く知事室についてということで、地域との関わりについてです。

代表質問への答弁では、多くの関係者の英知を結集し、取組を進めていくことが重要との認識を述べるとともに、徹底した現場主義を貫き、地域の声を直接伺い、積極的に対話を重ねる旨を述べております。公約では、「なおみちカフェ」やスクラムトークを充実するとともに、デジタルを活用した動く知事室を実践するとしております。

動く知事室とは具体的にどのような取組で、どのような成果を得ようとしているのか、伺います。

○**笹森地域戦略課長** 動く知事室の取組についてでございますが、「なおみちカフェ」などで知事が出張する際に、各地のテレワーク施設や移動中の車内などで公用スマートフォンやモバイルパソコンを活用し、施策の検討に向けた打合せや災害等の急を要する業務への迅速な対応につなげることを目的として取り組むものでございます。

先月の地域訪問では、利尻町の移住定住支援センターと本庁をオンラインで結びまして、アドベンチャートラベルワールドサミットの機運醸成について担当部と打合せを行ったところであり、今後も、積極的にデジタルを活用した動く知事室を実践してまいります。

○**水口典一委員** 地域訪問について伺ってまいりましたが、取組内容や情報発信がより道民に身近で分かりやすいものとなれば、地域の課題解決をさらに後押しする力になっていくものと考えます。

今年度に入り、知事は、利尻、礼文を訪問しておりますが、今後どのように取り組んでいくのか、見解をお伺いいたします。

○**宮崎アカネ副委員長** 総合政策部地域振興監督原裕之君。

○**菅原総合政策部地域振興監** 地域訪問に係る今後の取組についてでございますが、今年度にお

【第1分科会 7月11日 第4号】

きましては、先般、知事が2期目最初の取組として、利尻、礼文の3町を訪問し、礼文高校に離島留学をしている生徒との懇談や利尻昆布の作業体験などを行いました「なのみちカフェ」とともに、各町長の皆様や地域おこし協力隊の皆様とスクラムトークを実施し、離島地域ならではの魅力や課題などについて意見交換を行ったところでございます。

今後も、スクラムトークや「なのみちカフェ」を継続的に実施し、市町村長やそれぞれの地域で活躍する皆様から地域が抱える課題やニーズを知事が直接お伺いし、お聞きした御意見の迅速な庁内共有や道政への反映に努めますとともに、179市町村の魅力を広く発信し、持続的で活力ある地域の創生に取り組んでまいります。

以上でございます。

○水口典一委員 地域訪問は、地域の声を直接聞く貴重な機会でありますので、ぜひ今後とも積極的に行っていただき、その内容を広く情報発信していただきたいと考えます。そしてまた、受入れ団体の都合にも御配慮いただき、双方にとって有意義な事業となりますよう、指摘をさせていただきます。

それでは次に、3点目、コロナ禍における国際交流と今後の対応についてお伺いをしてまいります。

新型コロナウイルス感染症により、各国との往来が困難となり、世界から北海道への観光客の減少だけでなく、国際交流の分野で対面による交流が実施できないなど、大きな影響があったというふうに考えます。

私も、地元・滝川で国際交流協会に関わる者として、国際交流の推進は、異文化に対する理解を深め、自らの生活や地域社会、文化を見詰め直す機会になるとともに、地域特性を生かした交流を行うことによって、言語や生活、習慣などに触れ、豊かな人間形成を行う重要な取組と承知しております。

様々な分野でグローバル化が進展している中、国際交流の取組を停滞させることなく進めていくことは、本道の発展と活性化に資するために非常に重要であることから、以下、数点お伺いたします。

道においては、諸外国の地域と姉妹・友好提携を結び、交流を行うことで、本道の国際化を推進してきたと認識しておりますが、これまでどのような地域とどのような国際交流を進めてきたのか、お伺いたします。

○宮崎アカネ副委員長 国際課長早川由世君。

○早川国際課長 姉妹・友好提携地域との交流についてでございますが、道では、1980年のカナダ・アルバータ州を皮切りに、これまで、6か国、10地域と姉妹・友好提携を締結し、高校生の交換留学や英語教員の派遣などの教育分野をはじめ、芸術家の相互派遣による舞踊や音楽などの文化交流、指導者の招聘により冬季オリンピックでのメダル獲得につながったカーリングなどのスポーツ交流、さらには、経済や医療、福祉といった幅広い分野において、それぞれの地域の特徴やニーズに応じた交流を進めてまいりました。

特に、締結後5年ごとの節目の年には、相互に訪問団を派遣して、対面での交流を行うなど、周年を記念する事業を実施し、双方の機運を醸成しながら友好関係を深めてきたところがございます。

○水口典一委員 6か国、10地域と姉妹・友好提携を締結という御答弁でございました。

新型コロナウイルス感染症の影響が大きかったこの3年余り、従来のような往来ができない中で、積み重ねてきた友好関係を途切れさせることなく継続させていくために、道は、国際交流にどのように取り組んできたのか、この点について伺います。

○早川国際課長 コロナ禍における国際交流についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外との人的往来が著しく制限される中、道では、アメリカ・マサチューセッツ州をはじめとする姉妹・友好提携地域と、それぞれの図書館で閲覧できる友好図書との交換や小中学生のレター交流など、非対面での関係の継続に取り組んでまいりました。

また、令和3年11月には、友好提携35周年を迎えました中国黒竜江省との間で、オンラインを活用しながら、これまでの交流の歩みを踏まえ、人材育成をはじめ、幅広い分野でさらなる交流と協力の促進を目指す覚書を締結したほか、新たな分野として、農村環境整備に関する技術交流や両地域の大学間でのデジタル技術を活用した人材育成などに関する協定に調印し、交流の促進に合意するとともに、令和4年5月には、友好提携5周年を迎えたハワイ州との間で、官民連携の下、両地域の今後の交流を展望するオンラインフォーラムを開催するなど、手法を工夫しながら友好の絆を深めてきたところでございます。

○水口典一委員 それでは次に、外国青年招致事業についてお伺いします。

地方における国際交流を推進する取組の一つとして、外務省、総務省、文部科学省、一般財団法人自治体国際化協会の協力の下、市町村等が諸外国の若者を任用する、語学指導等を行う外国青年招致事業、いわゆるJETプログラムがあり、全国の小学校、中学校や高校で外国語やスポーツなどを教えたり、市町村等で国際交流のために働いたりする貴重な機会を提供しております。

JETプログラムに参加する青年は、日本全国各地における学校や行政組織の中で地域や住民に密着した活動を行い、母国に帰った後も、日本と母国との間の貴重な橋渡し役となるなど、実施後の効果も期待できます。

市町村等が制度を活用する上で、コロナ禍における影響がなかったのか、この点について伺います。

○早川国際課長 JETプログラムについてであります。国におきましては、当初、コロナ禍における入国規制が行われ、JETプログラムに参加する新規招致の方々が来日できないケースがございました。その後は、入国拒否の例外となる受入れ国の拡大措置などが図られ、順次、来道できるようになったものの、当初予定していた受入れ時期がずれ込むなどの事案があり、道といたしましては、コロナ禍における影響があったものと考えているところでございます。

○水口典一委員 それでは次に、先ほど植村委員からも航空路線についての質問がございました。

【第1分科会 7月11日 第4号】

けれども、私のほうからも質問をさせていただきます。

日本においては、今年の5月8日より、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類になることを踏まえ、4月29日から入国者に対する水際対策が緩和されているところであります。今後、人の往来の増加とともに、ここ数年は困難であった相互訪問、対面による国際交流の取組が積極的に行われることが期待をされているところであります。

一方で、こうした取組を進めていく上で不可欠なものが、国際線の再開と就航であります。

今月から中国路線も再開されることから、一層の需要回復が見込まれますが、国際線の再開状況について、道の受け止めと併せて伺いをいたします。

○宮崎アカネ副委員長 空港戦略担当課長丹野正樹君。

○丹野空港戦略担当課長 道内における国際線の状況についてでございますが、新千歳空港におきましては、韓国や台湾など東アジアを中心に路線の再開が進んでおりますほか、今月からは、3年4か月ぶりに中国本土との路線が再開するなど、国際線は回復傾向にある一方で、欧米やオーストラリアなどとの路線は再開に至っておりません。

また、コロナ禍前に台湾との定期便が就航しておりました函館空港と旭川空港におきましても、路線の再開は一部にとどまっている状況でございます。

本年7月とコロナ禍前の令和元年7月を比較しますと、国際線の就航は、路線数で4割、便数で6割程度となっております。いまだ回復途上にあるものと考えております。

○水口典一委員 ただいまの答弁を踏まえまして、コロナ禍を経て、世界中で経済活動が活発化する中、道としても、こうした好機を逃すことなく、最大限、需要を取り込むことが求められますが、その上で欠かせない路線再開や就航に向けた課題をどのように認識し、対応するのか、伺いをいたします。

○丹野空港戦略担当課長 路線の再開や就航についてでございますが、国際線の就航には、グラウンドハンドリングや保安検査などの空港業務を支える人材を安定的に確保する必要がありますほか、インバウンドのみならず、アウトバウンドも含めた双方向の需要を確保することが重要と認識しております。

道では、こうした認識の下、国や航空会社、関係事業者と個別に協議を重ねますとともに、北海道エアポートが事務局を務めるワーキンググループを通じまして、就職セミナーやウェブサイトによる採用情報の発信を行うなど、受入れ体制の強化に取り組んできたところでございます。

また、官民で構成する協議会におきまして、海外からの団体客受入れに向けたセミナーを実施しましたほか、ウェブサイトやSNS等による情報発信や新千歳空港での海外旅行促進イベントの開催など、双方向の需要創出に向けた取組を進めてきたところでございます。

○水口典一委員 それでは、今後の取組について伺います。

課題の一つに、インバウンドだけでなく、アウトバウンドも含めた双方向の需要を確保することをただいま挙げられましたが、インバウンドと比較して、道内のアウトバウンドの動きはいまだに弱いと伺っているところであります。

今議会には関係する補正予算が計上されておりますが、アウトバウンド需要創出を含め、国際線の再開や就航にどのように今後取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○宮崎アカネ副委員長 航空港湾局長前川晃輝君。

○前川航空港湾局長 今後の取組についてであります。国際線の就航は、観光振興をはじめ、本道の活性化を図る上で重要な役割を果たすものと認識しております。

このため、道では、国際線の本格的な回復を見据え、引き続き、関係者と協力しながら、空港業務を支える人材の確保のほか、道内各地域の情報を海外にPRする意見交換会の開催や、インフルエンサーを活用した海外旅行の魅力発信といった取組を進めてまいる考えでございます。

道といたしましては、こうした取組により、双方向の需要創出を図るとともに、北海道エアポートをはじめ、空港所在自治体や経済界など、多様な主体と連携しながら、海外の本社訪問を含め、航空会社への働きかけを強めるなど、さらなる国際線の再開や就航に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○水口典一委員 国際交流についてこれまで伺ってまいりましたが、私の地元・滝川市においても、姉妹都市であります米国マサチューセッツ州スプリングフィールド市との間において、学生による交流などを進めるとともに、海外からの研修生の受入れや国際交流員の配置による市民との交流などを通じて、世界とつながるまちを目指し、世界へ羽ばたく人を育てる取組を進め、様々な成果が上がってきているところであります。

道においても、継続して交流をすることの必要性を認識し、取り組んでいくことを強く期待するところでありますが、今後、姉妹・友好都市との交流をどのように進めていくお考えなのか、最後にお伺いをいたします。

○宮崎アカネ副委員長 総合政策部長三橋剛君。

○三橋総合政策部長 今後の姉妹・友好提携地域との交流についてでございますが、経済や社会のグローバル化が進展する中、地域間の国際交流は、世界と北海道をつなぐ環境づくりやグローバル人材の育成、さらには、相互理解の促進による多文化共生社会の形成といった観点から、これまで以上に重要になってきているものと認識をしております。

道といたしましては、これまで積み上げてきた姉妹・友好提携地域との交流実績や相互の信頼関係を生かしながら、引き続き、グローバル人材の育成に取り組みますとともに、姉妹・友好提携地域も含めた海外との人的往来の活発化に向け、国際線の再開等に向けた取組を行ってまいります。

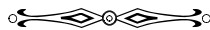
また、市町村や関係団体の皆様などとも連携し、豊かな自然環境や安全、安心な食、寒冷地技術など、本道に優位性のある交流資源を最大限に活用した様々な分野での交流の促進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○水口典一委員 ありがとうございました。

○宮崎アカネ副委員長 水口委員の質疑並びに質問は終了いたしました。
議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午前 11 時 休憩



午前11時1分開議

○宮崎アカネ副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
総合政策部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。
森成之君。

○森成之委員 それでは、通告に従いまして、総合政策部所管事項について伺います。
まず、新しい北海道総合計画についてであります。

我が会派は、これまで、道に対し、国が検討を進める北海道総合開発計画と歩調を合わせ、速やかに道の総合計画も策定作業に入るように求めてきたところではありますが、今定例会の代表質問で、知事は、新たな総合計画の策定に着手すると表明をされました。これから具体的な検討作業に入られることと思いますが、道民からの意見聴取は大変重要と考えます。

特に、道民に最も近い基礎的自治体であります市町村については、道が示す目指す姿や政策の方向性についての理解、共有が欠かせないものと考えます。今後、どのように道民の意向を把握して計画に反映していくのか、所見を伺います。

○宮崎アカネ副委員長 計画推進課長佐々木敏君。

○佐々木計画推進課長 道民の皆様の意見聴取についてでございますが、新たな計画の策定に向けましては、道民の皆様の意向を十分踏まえながら検討を進めていくことが重要と認識してございます。

このため、道では、道民の皆様や企業、団体等の方々に北海道の将来に関する意向などを把握するアンケート調査を行うほか、道内各地域の経済や福祉分野などの団体、企業や地域づくりを担っている方々に加えまして、今回、新たに、各地域の高校や大学を訪問し、御意見を伺うことを検討しております。

また、市町村については、振興局と連携し、国や道、市町村長や地域の関係者によって構成される地域づくり連携会議における御意見のほか、地域の実情について御意見を丁寧に伺うとともに、計画素案について、文書で意見照会を行うなど、意見聴取に関する各般の取組を進めてまいります。

○森成之委員 それでは次に、国の計画との整合性についてであります。

代表質問においては、国の北海道総合開発計画との整合性に関しまして、国と道が同じ方向性を目指して計画を策定し、より一層連携を図ることによって施策の相乗効果を生み出していくことが重要と答弁をされました。

総合開発計画について、昨年3月から、国土審議会北海道開発分科会計画部会で審議を重ね、現在、素案が取りまとめられておりますが、道は、これまで、こうした審議に参画されてきたも

のと承知をいたしております。

国に対してどのような意見を述べてきたのか、また、国計画素案の内容について認識を伺います。

○佐々木計画推進課長 北海道総合開発計画についてでございますが、国においては、新たな計画策定の審議を国土審議会北海道開発分科会等で行っており、道からは、知事及び副知事が委員として就任しているところでございます。

こうした中、道では、これまで、分科会での検討の中で、食料安全保障に強力に寄与する生産基盤の整備、北海道の強靱化、とりわけ、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策、さらには、最先端半導体の拠点整備の円滑な推進などの意見を申し上げてきたところであり、本年5月に示されました計画の素案には、こうした意見が反映されております。

道といたしましては、引き続き、国の分科会への参画はもとより、北海道開発法に基づく関係地方公共団体の意見申出などを通じまして、国の新たな総合開発計画に対し、道の考え方を反映いただけるよう努めてまいります。

○森成之委員 次に、政策の方向性について伺います。

これまで、新型コロナウイルス感染症への対応や不安定な国際情勢などにより、道民の暮らしや地域の経済に様々な影響が及んでおりますが、今後も社会経済情勢の変化は避けられないのではないかと、このように考えます。

このような中、新しい総合計画の策定に当たっては、北海道が自らの有するポテンシャルや価値を最大限に生かしながら持続的な発展を目指すといった視点は非常に重要なことと考えますが、所見を伺います。

○宮崎アカネ副委員長 計画局長笠井敦史君。

○笠井計画局長 情勢変化への対応についてでございますが、道では、新たな計画の政策面においては、エネルギーの安定的な確保や、食料、経済の安全保障など、北海道を取り巻く環境が大きく変化する中、持続的な発展に向けては、人口減少など、本道が直面する課題への対応に加えて、エネルギーやデジタル、食、観光など、北海道のポテンシャルや優位性を生かした政策の視点で政策の方向性などを検討することが重要と考えております。

道といたしましては、こうした考えの下、未来に向け、長期的な展望に立って新たな計画の検討を進めてまいります。

○森成之委員 それでは、直面する課題への対応についてお伺いをいたします。

道民の暮らしの安全、安心の基盤づくりは重要でありまして、現在の総合計画は、2016年度から人口減少問題や北海道の強靱化などの喫緊の課題への対応を重点的に推進してこられたものと承知をいたしておりますが、新しい総合計画の策定に当たり、各地で直面している課題に対する認識とその対応について所見を伺います。

○佐々木計画推進課長 地域の課題への対応などについてでございますが、総合計画に基づく施策の推進状況として取りまとめております昨年度の点検評価結果においては、地域の医療提供体

【第1分科会 7月11日 第4号】

制の格差をはじめ、中小・小規模企業の厳しい経営、地域交通や物流の確保、さらには、福祉や農林水産業、建設、運輸といった地域の暮らしや産業を担う人材の育成確保など、各地域で様々な深刻な課題に直面している状況となっており、人口減少、高齢化の進行や時間外労働の上限規制の適用に伴うドライバー不足など、今後、より一層厳しい状況となる課題もあるものと認識しております。

道といたしましては、新たな計画の策定に当たりましては、道民の皆様の暮らしや地域の経済に関する実情、今後の動向を改めて丁寧に把握し、こうした直面する課題に向けた政策の方向性などについて検討を進めてまいります。

○森成之委員 では、この項目の最後の質問でありますけれども、今後の検討方向について伺います。

新たな総合計画について、今後の進め方や政策の方向性などについて伺ってまいりましたが、北海道はもとより、日本全体がエネルギーの安定供給や、食料、経済の安全保障といった大きな課題に直面する中で、北海道が果たす役割はこれまで以上に重要になってくると考えます。

このような局面におきまして新しい総合計画を策定することとなりますが、どのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

○宮崎アカネ副委員長 総合政策部長三橋剛君。

○三橋総合政策部長 計画策定の検討方向についてでございますが、エネルギー問題や、食料、経済の安全保障など、社会経済情勢の大きな変化に的確に対応し、北海道がその役割を十分果たしていくためには、新たな計画において、おおむね10年後の北海道の将来を見据えた目指す姿や政策の目標を分かりやすくお示しし、道民の皆様と共有することが重要と考えております。

また、新計画における政策の方向性を検討する際には、ゼロカーボンをはじめ、社会経済の変化で生じる新たな需要への対応の視点、人口減少問題や少子化対策など、直面する重要課題に向き合う視点、さらには、道内各地域の特徴や固有の課題を踏まえた地域の視点などが重要となっております。

道といたしましては、こうした考え方を基本に、幅広い世代の地域住民や市町村の皆様から丁寧に御意見をお伺いしながら、具体的な政策の方向性などについて検討を進めてまいります。

以上でございます。

○森成之委員 御答弁で、幅広い世代の地域住民や市町村から丁寧に意見を伺い、具体的な政策の方向性について検討を進める、このようにございました。しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、航空政策についてであります。

まず、丘珠空港についてであります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、丘珠空港も他の空港と同様に大きな打撃を受けたものと承知をいたしておりますが、こうした中でも、札幌市は、昨年11月におおむね10年後を目途とした丘珠空港の将来像を策定し、空港の機能強化を図るとしております。

このような動きと呼応するように、丘珠空港の昨年度の旅客数はコロナ禍から順調に回復しつつあると伺っておりますが、その旅客実績について伺います。

○宮崎アカネ副委員長 航空課長嶋田貴洋君。

○嶋田航空課長 丘珠空港の利用者数についてでございますが、令和元年度に約27万人だった利用者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度は約16万人、令和3年度は約20万人と大幅に減少しております。

こうした中、昨年度は、コロナ禍からの需要回復とともに、令和2年から令和3年にかけて進められたHACの機材更新により提供座席数が増加したことや、令和3年度は、7月、8月を中心に運航していたFDAの松本便が、3月末から10月の夏ダイヤ期間を通して運航されたことなどから、前年度比6割増、令和元年度との比較でも約2割増となる約32万人となったところでございます。

なお、丘珠空港の利用者数が30万人台を超えるのは、平成21年度以来、13年ぶりとなります。

○森成之委員 分かりました。

次に、丘珠－小牧線の利用実績についてであります。

丘珠空港の将来像では、一年を通して道内外との路線を展開することにより、多様な交流を支える広域交通拠点となる空港を目指すとしておりますが、こうした将来像の実現を一部先取りしたような動きとして、この3月には、FDAの丘珠－小牧線が就航を開始したところであります。

これまで、FDAは、静岡や松本と丘珠を結んでおりましたが、小牧線は中京圏という大都市圏と道都・札幌を直接結ぶ路線でありまして、今後大いに期待が持てる路線であると考えます。

まだ就航から3か月余りですが、この間の旅客実績について伺います。

○嶋田航空課長 丘珠－小牧線の旅客実績についてでございますが、本年3月26日に就航した丘珠－小牧線は、これまで、約6割から7割の利用率となっており、好調な滑り出しとなったところでございます。

また、今後の予約状況についても、7月、8月は両月とも約7割と伺っており、就航初年度としては順調に推移しているものと認識しております。

○森成之委員 それでは、今後の航空ネットワークの充実について伺います。

今般の丘珠－小牧線の就航をはじめとして、航空ネットワークの充実は、ビジネスや観光などの新たな需要の創出につながることを期待できるとともに、将来像の実現にも寄与するものと考えます。

道は、札幌市が策定をいたしました将来像と北海道航空ネットワークビジョンにおける丘珠空港の将来展望とは方向性を同じくするものであり、丘珠空港の利活用と機能強化が図られるよう、札幌市と緊密に連携しながら取り組むとしておりますが、札幌市が策定した将来像の実現に向けて、道は、今後どのように航空ネットワークの充実を図っていく考えなのか、伺います。

○宮崎アカネ副委員長 航空港湾局長前川晃輝君。

○前川航空港湾局長 航空ネットワークの充実についてであります。札幌市が「丘珠空港の将来像」で示した現行の1500メートルから1800メートルへの滑走路の延伸が実現いたしますと、HACが運用するプロペラ機に加え、現在は冬季に運航できないFDAのジェット機も通年での運航が可能となることから、HACの道内路線とFDAの道外路線が年間を通して結びつくことなどにより、観光やビジネスの新たな需要が創出されるものと期待しております。

このため、道といたしましては、将来像の実現に向けて、札幌市をはじめ、国や地元関係機関とともに、滑走路延伸や運用時間の拡大などの様々な課題について議論を進めるなど、航空ネットワークの充実の前提となる空港の機能強化に取り組むとともに、航空会社に対し、丘珠空港から道外、または、道内空港への就航を働きかけるほか、丘珠空港を結節点とした航空会社間の連携を促すなど、航空ネットワークの充実強化に向けた各般の取組を進めてまいります。

以上でございます。

○森成之委員 御答弁いただきましたように、丘珠空港を結節点とした航空会社間の連携を促して航空ネットワークの充実強化に取り組んでいただきたい、このように思います。

次に、国際航空についてであります。

令和2年4月に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する緊急事態宣言が発出されてから3年が経過した本年5月、ようやく感染症法上の位置づけが5類となりました。

新千歳空港の国際線につきましては、昨年7月以降、韓国や台湾などの東アジアを中心に回復が進み、今月には中国路線が3年4か月ぶりに再開されるなど、今後さらなる回復も期待されているところでありますが、その他の道内空港における国際線の状況はどのようになっているのか、道のこれまでの取組と併せて伺います。

○宮崎アカネ副委員長 空港戦略担当課長丹野正樹君。

○丹野空港戦略担当課長 道内の地方空港における国際線の状況についてでございますが、コロナ禍前に台湾との定期便が就航しておりました函館空港と旭川空港におきましては、両空港とも本年5月から台湾との路線が一部再開をしまして、今月から函館空港では週2便から5便に、旭川空港では週1便から2便に増便されております。

道といたしましては、道内全体にインバウンド効果を波及させるため、新千歳空港に就航している海外の航空会社に対しまして、道内地方空港への就航を働きかけますとともに、国際線の就航には、インバウンドのみならず、アウトバウンドを含めた双方向の需要創出が重要となりますことから、地元自治体をはじめ、関係者と連携をしまして、旭川での教育関係者に向けた海外教育旅行セミナーの開催や、函館での海外旅行促進イベントの実施などに取り組んできたところでございます。

以上でございます。

○森成之委員 それでは、最後になりますけれども、全道への波及についてであります。

日本と海外を結ぶ国際線の回復は、羽田空港や関西国際空港といった道外の大空港が中心であり、道内でいえば新千歳空港に集中をいたしております。

残念ながら、その他の道内空港への直行便は台湾との路線にとどまっております、いかにしてインバウンド需要を道内全体に呼び込み、その効果を波及させるかは、本道経済の活性化にとって大きな課題であるものと考えます。

もちろん、広大な本道におきましては、地上交通による移動には限界がありますから、やはり、地方空港の活用が大きな鍵を握ると言えるのではないでしょうか。

今後、道として、地方空港の活用も視野に、どのように増大する航空需要を道内全体に波及させるのか、伺います。

○前川航空港湾局長 航空需要の全道への波及についてであります。道では、今後、北海道エアポートや地元自治体などと連携しながら、航空会社に道内地方空港への就航や増便についての働きかけを継続的に実施するとともに、地域の最新情報を海外にPRする意見交換会、海外旅行に関するイベントやセミナーの開催に加え、ウェブやSNSによる道民向けの情報発信など、双方向の需要創出に向けた取組を進めてまいります。

また、道内地方空港の多くは、国際線の再開が進む羽田空港や新千歳空港との路線を有していることから、訪日外国人向けに国内線を乗り継ぐ際の割引運賃について、その認知度向上を図るよう国に要請したところでございます。

その結果、6月下旬から、日本政府観光局のウェブサイト内にある釧路や旭川、函館など道内各地域の観光情報を紹介するページにおきまして、当該割引運賃の紹介が行われております。

道といたしましては、インバウンド需要を本道全体に行き渡らせるため、当該割引運賃のさらなる認知度向上につきまして、他府県とも連携しつつ、引き続き国に要請するとともに、北海道エアポートなど多様な主体と連携しながら、地方空港の活用が図られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

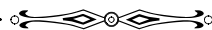
○宮崎アカネ副委員長 森委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、総合政策部並びに通告のなかった選挙管理委員会、出納局、人事委員会、監査委員所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時23分休憩



午後 1 時 開議

○大越農子委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告をさせます。

〔藤田主査朗読〕

1. 議長及び予算特別委員長から、分科委員の異動について、水口典一議員の委員辞任を許可し、赤根広介議員を委員に補充選任し、第1分科委員に補充指名した旨、通知がありました。

1. 総務部所管審査

○大越農子委員長 これより総務部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

滝口直人君。

○滝口直人委員 通告に従いまして、順次質問させていただきます。

巨大地震対策について伺います。

日本海溝・千島海溝の巨大地震対策については、今定例会における我が会派の代表質問で伺いましたが、市町が行う津波避難施設等のハード整備に対し、建設年次の負担を約1%まで軽減するなど、全国でもトップクラスの道独自の財政支援措置を講じることとし、ソフト面では、防災教育の充実を図るとともに、津波ハザードマップ作成などの取組の支援に加え、海溝型地震対策室を設置し、人員増による体制強化を図った旨、御答弁がありました。

特別強化地域に指定された市町では、既に緊急事業計画を策定し、国から同意を受け、事業実施に向け、取組を進めているところがある一方、道によって明らかにされた被害想定は地域によって違いがあるほか、防災・減災対策の取組に関し、それぞれの地域の事情が異なるため、来年度以降に緊急事業計画の策定を予定している市町があると聞いています。

市町が、道の財政支援を契機として、地域の状況を反映した緊急事業計画を一日も早く策定することが、道民の生命、財産を守ることにあります。

道は、巨大地震対策、津波対策をしっかりと推進し、これまで以上に市町を支援することが必要になると考えますので、以下、巨大地震対策について伺います。

初めに、道独自の財政支援について伺います。

建設年次の負担を約1%に軽減するなどの道独自の財政支援措置を講じるとのことですが、具体的にどのような支援内容になるのか、伺います。

○大越農子委員長 海溝型地震対策室長平野宏和君。

○平野海溝型地震対策室長 道の財政支援についてであります。昨年5月、海溝型地震に係る特別措置法が改正されておりました。特別強化地域に指定されました市町が緊急事業計画に基づき事業を実施する場合には、国庫補助率のかさ上げのほか、地方債に対する交付税措置の特例が適用されることとなっております。市町の実質的な負担は18.3%まで軽減されることになったところでございますが、関係市町にとっては大きな財政負担となることを見込まれるところでございます。

このため、道では、避難施設等の緊急的な整備の必要性に鑑み、関係市町が緊急事業計画に基づき、かつ、地方債を活用して実施する事業に対して財政支援措置を講じることとしたところでありまして、具体的には、市町村が実質的に負担する18.3%のうち、建設年次における一般財源

負担分3.3%に対しましては3分の2を支援し、当該年度の負担を約1%まで軽減するほか、後年度の交付税措置後の起債償還分の15%の負担に対しましては、その2分の1を支援することとしたものでございます。

○滝口直人委員 次に、緊急事業計画について伺います。

特別強化地域に指定された39市町のうち、七つの市町は、令和5年度から、津波避難施設等の整備事業を実施するため、事業の必要性や事業規模などを記載した緊急事業計画を作成し、道からの意見を添えた上で内閣府との正式協議を行い、同意を受けていると承知しております。

この事業計画に登載する事項はどのようなもので、七つの市町が今年度実施する事業はどのような内容なのか、伺います。

○平野海溝型地震対策室長 緊急事業計画に登載すべき事項についてであります。緊急事業計画は大きく四つの柱に沿って作成することとされておりまして、一つ目は、推進計画において定めている事業を行う区域や事業の種類などの基本となるべき事項、二つ目は、津波の高さ、到達時間、避難困難者数などを用いて避難場所の確保が必要な理由や施設の配置、規模の考え方などの事業の必要性、三つ目は、津波避難施設等の箇所数及び事業期間、四つ目は、区域ごとの事業一覧とその位置図となっております。

現在、7市町で、こうした内容を記載いたしました緊急事業計画を策定済みでありまして、今年度を実施する事業は、避難タワーの建設など、避難施設の整備が23事業、避難場所への接続道路の拡幅など、避難経路の整備が2事業、予定されているところでございます。

○滝口直人委員 次に、次年度以降に計画されている事業について伺います。

市町が次年度以降に整備を予定している施設等の箇所数や事業費はどのようなになっているのか、また、それに伴う道の補助はどの程度見込んでいるのか、伺います。

○平野海溝型地震対策室長 次年度以降の計画についてであります。緊急事業計画は、避難対象地域のうち、避難開始から想定される津波到達までの時間内に避難対象地域外に移動することが困難な地域があり、避難施設等の整備が必要な場合に策定されるものでございます。

現在、緊急事業計画が策定されている7市町を除く32市町では、避難施設等の整備の必要性はもとより、整備する場合にあっては、その施設の種類や規模、整備する場所や時期等について具体的な検討を進めているほか、地域住民の合意形成に取り組んでいる市町があるなど、現状は様々であるところでございます。

このため、現時点において、今後こういった施設がどの程度整備されるのか、また、それに伴う道の支援規模を明確にお答えすることは難しいところではございますが、道といたしましては、今後の緊急事業計画の策定の進捗に合わせて、関係市町の事業内容や事業規模等の把握に努めてまいります。

○滝口直人委員 緊急事業計画が策定されている7市町を除く他の市町では、整備の必要性などについて検討を進めているほか、地域住民の合意形成に取り組んでいるなど、様々な状況のため、道の支援規模を明確にお答えすることは難しいという御答弁でしたが、32市町の緊急事業計

【第1分科会 7月11日 第4号】

画が国から同意を得た場合には、速やかに道の補助制度が活用できるよう、取組をしていただくことをお願いします。

次に、ハザードマップの作成について伺います。

道は、市町がハザードマップを作成する際に、地域づくり総合交付金により財政支援をしてきたと承知しておりますが、太平洋沿岸地域の避難施設等の整備が進むとハザードマップの改定が必要になると考えます。

今後の支援について、どのように取組をしていくのか、伺います。

○平野海溝型地震対策室長 津波ハザードマップについてであります。

津波から身を守るためには、地域住民の方々が迅速かつ的確に避難していただく必要があります。危険度や避難場所、避難経路といった情報を正確に提供するハザードマップは大変重要であると認識しております。

こうしたハザードマップは、令和3年7月に公表いたしました津波浸水想定などに基づき、太平洋沿岸の全ての市町村で作成されておりますが、委員から御指摘のとおり、今後、津波避難タワーや避難経路などの整備が進むことでハザードマップの改定が必要となることから、地域づくり総合交付金の活用のほか、必要に応じ、技術的な助言も行うなど、市町村が速やかに改定できるよう支援してまいります。

○滝口直人委員 次に、避難施設としての道有施設の活用について伺います。

津波浸水想定区域内外には、避難施設となり得る道営住宅などの道有施設があります。

道は、既存の道有施設を避難施設として活用することについて、どのように取組をしていくのか、伺います。

○平野海溝型地震対策室長 道有施設の活用についてであります。市町村において避難施設を確保する際、既存の施設を活用することは財政負担の軽減にもつながるものと認識しております。

このため、道では、市町村が道営住宅を津波避難ビルとして指定する際の具体的な手続について周知しているほか、一部の振興局では、庁舎を避難施設として利用できるよう取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、引き続き、市町村の意見や地域の実情等も踏まえ、庁内の道有施設を管理する関係部局において協議、調整を図りながら、避難施設の活用等について取り組んでまいります。

○滝口直人委員 道有施設の活用については、特別強化地域に指定された市町とこれまで以上に協議を進め、施設を管理する関係部局と一体となって取り組んでいただくようお願いします。

次に、減災目標について伺います。

道の減災ワーキンググループがまとめた日本海溝・千島海溝沿い巨大地震の減災計画では、その被害を軽減するための具体的な対策が180項目に上りますが、今後どのように取り組まれるのか、伺います。

○平野海溝型地震対策室長 減災計画の具体的な対策についてであります。海溝型地震に想定される被害を軽減するため、減災計画では、地域防災力の強化、災害に強い地域づくりの推進、地域特性に応じた防災体制の整備といった三つの基本政策の下に七つの政策の柱を設け、基本施策31分野、180の具体的な対策を整理しております。

今後、具体的な対策ごとに、庁内関係部局や関係機関における施策の取組状況や今後の取組予定等を把握するとともに、達成度の把握のための参考指標として目標値と達成時期を定めたものにつきましては、対策の進捗状況について定量的な把握を行ってまいりますと考えてございます。

○滝口直人委員 次に、災害拠点病院の対応について伺います。

道の減災計画では、基本施策の一つである救急・医療体制の充実の中に、具体的な対策として、災害拠点病院における施設設備整備等の促進が位置づけられています。

国、道と地域が連携し、災害時の医療体制を確保していくことが求められますが、幾つかの災害拠点病院は津波浸水想定区域内に所在します。

道は、災害拠点病院の災害対策に対し、どのように取組をしていくのか、伺います。

○大越農子委員長 海溝型地震対策担当局長北山雄彦君。

○北山海溝型地震対策担当局長 災害拠点病院についてであります。いつどこで発生するか分からない災害に備えるため、道では、これまで、全ての2次医療圏に災害拠点病院を整備し、関係機関による連携体制の構築に努めるとともに、災害拠点病院における業務継続計画の策定や、国の補助制度を活用した施設の耐震化などについて推進してきたところでございます。

今後も、各災害拠点病院や道医師会、自衛隊などで構成します災害拠点病院等連絡協議会の開催などにより、関係機関相互の連携を図るとともに、津波浸水想定区域内の災害拠点病院に対しましては、自家発電設備の移転などの対策が取られるよう、しっかりと働きかけるなどし、引き続き、災害医療体制の確保に努めてまいります。

○滝口直人委員 津波浸水想定区域には、病院のほかに、廃棄物処理施設など、業務継続計画の策定や施設の耐震化などを推進しなければならない施設もあることから、関係部局と連携をしっかりと行い、被災した場合の対策をあらかじめ講じていただくことをお願いします。

次に、防災教育の充実について伺います。

道は、これまでに、市町村や道民の皆様に対する研修や防災知識を学べる各種教材を用いた防災教育の推進のほか、教育庁などと連携して北海道高校生防災サミットに取り組んできたことと承知しています。

さきの代表質問では、避難意識向上のため、防災教育の充実を図るとの御答弁がありました。具体的な取組については触れられていませんでした。

道は、防災教育の充実に向けてどのように取組をしていくのか、伺います。

○大越農子委員長 防災教育担当課長山崎正人君。

○山崎防災教育担当課長 防災教育の取組についてでございますが、道では、住民の皆様が、地震や津波からの避難を自分事として受け止めていただくため、海溝型地震の被害想定などを踏ま

【第1分科会 7月11日 第4号】

え、津波発生からの時間経過で海面変動が分かるシミュレーション映像や低体温症による被害など、北海道の特性である積雪寒冷地ならではの視点を考慮した動画を作成し、海溝型地震の対象6地域の自治体職員や地域の防災リーダーを対象とした防災研修会の教材として活用するとともに、ホームページ等でも広く公開することとしております。

また、今回作成する動画のポイントをまとめ、地域住民や外国人観光客向けに、日本語と英語をはじめ、複数の言語で編集するリーフレット、さらには、地震や津波が発生した際の基本行動を覚えてもらえるようにクイズ形式で出題する子ども向けリーフレットをそれぞれ作成、配布することとしており、こうした取組を通じまして、住民の皆様の避難意識の向上が図られるよう取り組んでまいります。

○滝口直人委員 次に、住民への理解促進について伺います。

シミュレーション映像、動画やリーフレットなどの良い防災教材を作成しても、それが住民に正しく伝わり、避難意識の向上が図られなければ意味をなさないと考えます。

道は、今回作成する動画やリーフレットなどの防災教材を、どのように住民の理解促進に活用していくのか、伺います。

○大越農子委員長 危機対策局長吉川政英君。

○吉川危機対策局長 理解促進の取組についてでございますが、巨大地震から命を守るためには、道民の皆様お一人お一人が正しい知識に基づき、迅速かつ的確な避難や状況に応じた適切な行動を取っていただくことはもとより、日頃からの備えが必要でありますことから、防災教育は極めて重要と認識しているところでございます。

このため、道では、今回作成する動画やリーフレットのほか、過去に作成いたしました津波に関する資料等も有効に活用し、危機対策課職員が講師となりまして、海溝型地震の対象6地域の自治体職員や地域の防災リーダーを対象とした研修会を開催し、地震の仕組みや避難行動などの重要性のほか、地震、津波に関する講話や避難に関するワークショップなどを通じて災害の備えに対する正しい知識を学び、その受講者が講師となり、広く住民に伝えていただくよう取り組むこととしております。

道といたしましては、今後とも、市町村などと連携しながら、地域の防災リーダーや専門家の協力を得て、防災教育のより一層の充実強化を図るなどして、道民の皆様の防災意識の向上に取り組んでまいります。

○滝口直人委員 次に、日本海、オホーツク海での被害想定や減災目標について伺います。

道では、昨年7月に太平洋沿岸地域における市町村ごとの被害想定を公表し、本年2月に減災計画を策定したと承知しております。

残る日本海、オホーツク海について、今後どのように取組をしていくのか、伺います。

○北山海溝型地震対策担当局長 日本海、オホーツク海沿岸地域の取組についてでございますが、海溝型地震はもとより、いかなる地震、津波においても、被害を最小限にとどめ、道民の皆様の命を守るためには、あらかじめ具体的な数値目標を設定して防災対策に取り組むことが重要でござ

ございます。

そのため、道では、道内全ての海域で被害想定と減災目標を策定することとし、本年2月に、太平洋沿岸の減災を推進するため、三つの基本政策とその下に七つの政策の柱を設け、基本施策31分野、180の具体的な対策を盛り込んだ減災計画を策定し、2031年までの10年間で8割減の減災目標を掲げているところでございます。

今後は、日本海沿岸及びオホーツク海沿岸における市町村が個別の地域における防災対策を立案し、施策の推進に活用いただくことなどを目的とし、減災目標に必要となる被害想定を策定するため、8月には、道防災会議に設置しているワーキンググループを開催し、議論を進めてまいります。

○滝口直人委員 日本海沿岸は平成29年2月、オホーツク海沿岸は今年2月にそれぞれ津波浸水想定を道が公表していることから、できるだけ早く減災目標に必要となる被害想定を策定することを地域が求めています。ワーキンググループでの速やかな議論を進めていただくことをお願いします。

次に、今後の取組について伺います。

海溝型地震に備えるため、新たに組織を設置し、人員増による体制強化を図ったとのことですが、特別強化地域の市町とどのように連携を図り、今後どのように取組をしていくのか、伺います。

○大越農子委員長 総務部危機管理監古岡昇君。

○古岡総務部危機管理監 市町村への支援などについてでございますが、本年2月に策定した減災計画を着実に進めていくためには、北海道の地域特性を踏まえつつ、ハード、ソフトの両面にわたる様々な対策を講じていく必要があると認識しているところでございます。

このため、道といたしましては、市町村に対し、ハード整備に必要な緊急事業計画の作成につきまして推進会議などを通じた支援を行いますほか、新たに設置をいたしました海溝型地震対策室が各振興局に新たに設置した危機対策室などとも連携し、それぞれの市町が抱える課題のより具体的な把握とその解決に向け、今後、関係市町を個別に訪問し、助言を行うなど、きめ細かな支援を行ってまいります。

また、津波避難計画の作成支援や避難訓練の企画に関する専門家の派遣のほか、地域づくり総合交付金による避難所の備蓄品購入に対する支援など、今後とも、市町村の防災力が着実に強化されるよう取り組んでまいります。

○滝口直人委員 今後の取組については、海溝型地震対策室で人員増による体制強化を図り、市町村に対し、きめ細やかな支援を行い、防災力が強化されるよう取り組むとの御答弁がありました。市町と連携し、災害に強いまちづくりを推進されますことを期待します。

続きまして、道職員の活躍促進などについて伺います。

知事は、公約で、職員の政策提案力や実行力を高め、直面する道政課題の解決に全力で取り組むとし、道政執行方針においても、前例にとらわれずに発想し、行動していく道庁づくりを進め

【第1分科会 7月11日 第4号】

ていくとしています。そうした取組を進めていくためには、女性職員をはじめ、若手職員、高齢期職員など、全ての職員が活躍できる環境整備が重要であると考えます。

そこで、以下、数点伺います。

初めに、働きやすい職場環境づくりについてであります。

道では、これまで、子育て支援や女性職員の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの確立に向けた取組など、様々な背景を持つ職員が働きやすい職場環境づくりを進めてきたと承知していますが、これまでの取組状況について伺います。

○大越農子委員長 職員活躍担当課長阿部真理君。

○阿部職員活躍担当課長 働きやすい職場環境づくりについてでございますが、道では、特定事業主行動計画や「職員のワークライフバランスの推進に関する指針」に基づき、子育てや介護、障がいなど、様々な背景を持つ職員が働きやすい職場環境づくりに向け、家庭環境に配慮した人事管理や各種相談体制の充実、女性職員のキャリアプランづくり支援などのほか、子育てに伴う休業等の取得を促進するため、男性職員の育児休業取得率の見える化や幹部職員による呼びかけなどを行ってきているところでございます。

さらには、家庭生活の状況に応じた多様で柔軟な働き方とワーク・ライフ・バランスを確立していくため、テレワーク環境の整備や勤怠管理システムの導入など、スマート道庁の推進によるマネジメントや業務の効率化を通じ、時間外勤務の縮減や職員間の業務の平準化を進めるなど、仕事と家庭の両立を後押しし、誰もが安心して働き続けることができる職場環境づくりに取り組んでいるところでございます。

○滝口直人委員 次に、職員のニーズについて伺います。

道では、スマート道庁の取組において、様々なツールを導入し、仕事の仕方や勤務環境に変化をもたらしていると承知しています。

ICTの進展など、時代の変化に伴い、職員のニーズも多様化していると思われませんが、これまで実施してきた各種支援制度に関し、職員からどういった意見や要望があるのか、伺います。

○阿部職員活躍担当課長 職員からの要望などについてでございますが、人事課では、毎年、振興局の若手職員や女性職員との意見交換を行うとともに、職員へのアンケート調査を通じて、働きやすい職場環境づくりに向けた要望等を把握しているほか、女性職員支援室において、仕事と家庭の両立に関する悩みや将来のキャリアに関する相談に応じるなど、職員の声を丁寧に聞きながら、各種支援制度の充実につなげてきたところでございます。

こうした中、職員からは、様々な支援制度があることは承知しているが、同様の悩みを持つ職員が気軽にどこからでも参加し、相談や交流できるツールがあればよいといった要望や、初めて会う女性職員支援室の相談員と1対1で相談するのは少しハードルが高いといった意見が寄せられているところでございます。

○滝口直人委員 次に、今後の対応について伺います。

各種相談体制の充実や職員同士が気軽に情報交換できる仕組みづくりなどは、様々な背景を持

つ職員にとって働きやすい職場づくりにつながるものであり、積極的に取り組むべきと考えます。

道として、今後どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○大越農子委員長 人事局長飯田滋君。

○飯田人事局長 今後の対応についてであります。これまで、道では、働きやすい職場環境づくりに向け、職員や所属の意見も聞きながら、各種制度の工夫改善を重ねてきているところがございますが、スマート道庁の取組を進める中で、働き方の多様化や仕事の仕方も大きく変化しており、様々な場面において、所属や世代を超えた職員同士の円滑なコミュニケーション機会を確保していくことや、業務ノウハウや知識、知見を共有する場を設けていくことがますます重要と考えております。

こうしたことから、現在、庁内イントラネットを活用し、例えば、女性職員同士の交流や子育て支援など、職員がテーマごとに気軽に意見交換や情報共有を行うことができるよう、庁内SNSを試行的に導入することを検討しているところでございます。

今後、試行していく中で、テーマの設定や効果的な活用方法などについて職員の意見を聞きながら、職員同士のコミュニケーションが活発化し、より一層働きやすい職場環境づくりにつながるよう取り組んでまいります。

○滝口直人委員 スマート道庁の推進による業務の効率化をさらに進め、職員の意見を聞きながら、より一層働きやすい職場環境づくりにつながるよう取り組むとの御答弁がありました。組織と職員が同じ思いと共通の考え方をもち、行動することによって、働きがいのある職場づくりが実現するものと考えます。働きやすい職場環境づくりをしっかりと推進していただきますようお願いいたします。

次に、女性職員の活躍促進について伺います。

女性の職業生活における活躍推進法に基づく内閣府の指針が改正され、今年度から、特定事業主行動計画の項目の一つとして、新たに職員給与の男女の差異について公表が義務づけられたと聞いています。

道は、公表することとなった背景や意義をどのように認識しているのか、伺います。

○大越農子委員長 給与サービス担当課長菅井信宏君。

○菅井給与サービス担当課長 職員の給与の男女の差異の公表についてであります。女性の職業生活における活躍推進法に基づく関係法令が昨年改正され、今年度から、新たに、常時雇用する労働者が301人以上の民間事業主は、男女の賃金の差異を毎年度公表するよう定められたところであり、これに合わせ、国と地方公共団体においても、民間と同様に公表を行うこととされたところではあります。

地方公務員については、条例に定める給料表に基づき給与が決定されており、制度上は職員の給与の男女の差異は生じないものであります。職員の採用や登用、勤続年数等において男女で異なる状況がある場合には、職員の給与の男女の差異が生じ得るものであり、これらの状況を把

【第1分科会 7月11日 第4号】

握する観点から、有効な指標となり得るものと考えているところです。

○滝口直人委員 次に、令和4年度の公表結果について伺います。

道は、6月30日に令和4年度の調査結果を公表していますが、全職員ベースで比較した男性の給与に対する女性の給与の割合は81.6%となっており、男女で差異が生じています。

道は、この結果をどのように分析し、どのような課題があると考えているのか、伺います。

○菅井給与とサービス担当課長 令和4年度の状況についてであります。国から示された通知では、公表に当たっては、いわゆる正職員である任期の定めのない常勤職員と、再任用職員や会計年度任用職員等の任期の定めのない常勤職員以外の職員、さらに、これらを総計した全職員について、それぞれ、男性職員の平均給与に対する女性職員の平均給与の割合を示すこととされています。

まず、任期の定めのない常勤職員については、男女の差異は88.3%となっており、これについては、管理職員に占める女性職員の割合が低いことや、扶養手当や単身赴任手当の受給者に占める男性職員の割合が高いことなどによるものであります。

また、任期の定めのない常勤職員以外の職員についても、男女の差異は77.5%となっておりますが、対象となる職員のうち、男性職員の約7割が再任用職員である一方で、女性職員は約8割が会計年度任用職員であるなど、こうした任用形態による給与水準の違いによるものであります。

全職員の男女の差異については、これらを合算し、比較しているものではあるものの、いずれにしても、給与水準の高い管理職員における男女の比率も一つの要因となっているものと認識しているところであります。

○滝口直人委員 次に、女性登用について伺います。

我が会派では、これまでも、道庁で女性登用が進んでいない現状を指摘してきたところですが、今回の活躍推進法に基づく職員給与の男女の差異公表は、全ての公務部門と一定規模以上の民間企業に義務づけられており、女性登用など、各職場での女性の活躍状況を客観的に比較するための一つの指標になり得るものであります。当然、職員の採用にも影響すると考えます。

道は、このたびの職員給与の差異公表を踏まえ、より一層、女性登用を推進し、活躍の場を広げていくべきだと考えますが、見解を伺います。

○飯田人事局長 女性職員の登用についてであります。道では、特定事業主行動計画において、令和6年度までに、本庁課長級以上に占める女性職員の割合を10%とする目標を掲げまして、職員個々の状況に応じた人事上の配慮や幅広い行政分野への配置、キャリアデザイン研修の実施など、将来の幹部職員となる女性職員の裾野の拡大に努めてきておりますとともに、長時間勤務の是正や時間と場所に制約されない多様で柔軟な働き方など、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ってきているところでございます。

道といたしましては、こうした取組を中長期的に継続して実施していくことが女性登用につながるものと考えておまして、今後も、毎年、職員の給与の男女の差異の状況も把握しながら、

着実なキャリアアップにつながる人材育成や安心して働き続けられる職場づくりを進め、女性職員の活躍と管理職員への登用に向けて取組を進めてまいります。

○**滝口直人委員** 女性登用については、人事上の配慮などを継続した中で、キャリアアップにつながる人材育成や安心して働き続けられる職場づくりを推進していくとの御答弁がありました。本庁課長級以上に占める女性割合を10%とする目標を一日も早く達成され、より一層、女性登用を実施され、活躍の場を広げていただくことをお願いします。

次に、高齢期職員の活躍促進についてであります。

地方公務員法や道の関係条例の改正に基づき、令和5年度から、順次、定年退職年齢の引上げが実施され、これに伴い、管理職員は60歳で役職定年となり、その後は非管理職として勤務をすることになります。役職定年となる職員はもちろん、高齢期職員には、引き続き、高い意欲を持って活躍していただくことが大変重要であります。

令和4年第4回定例会における私の質問に対し、モチベーションの維持を図るための研修を毎年度行うとの御答弁がありましたが、その後の取組状況について伺います。

○**大越農子委員長** 人事課長古田生介君。

○**古田人事課長** 高齢期職員を対象とした研修についてでございますが、令和5年度からの定年引上げを見据えまして、道では、本年1月、定年引上げの対象となる59歳の職員に対して、役職定年者など、高齢期の職員に期待される役割への理解やモチベーションの維持を図るため、セカンドキャリア研修を実施したところでございます。

この研修には241名の職員が参加し、定年の段階的な引上げに関する任用や給与、退職手当などの各種制度の説明を行ったほか、外部講師による高齢期職員に求められる役割とそれへの理解に関する講義などを行ったところでございます。

研修に参加した職員に対してはアンケートを実施しておりまして、職員からは、求められる役割について認識できた、即戦力として活躍できるように取り組みたいと感じた、研修実施は59歳では遅く、もっと早い時期がよいなどの意見があったところでございます。

○**滝口直人委員** 次に、高齢期職員の活躍に向けた今後の取組について伺います。

役職定年後の職員を含め、高齢期職員の活躍に向けては、定年引上げの直前だけではなく、もっと前の段階から、期待される役割の理解を深め、定年延長後のモチベーションの維持向上を図るための取組を行うべきと考えますが、今後の対応について伺います。

○**飯田人事局長** 高齢期職員の活躍促進についてでございますが、定年の引上げに伴い、60歳以降も働く職員が増加し、職員数に占める高齢期職員の割合が相対的に高まっていくことが見込まれる中、将来にわたって質の高い行政サービスを維持していくためには、各職場で高齢期職員が豊富な知識や技術、経験を十分に発揮し、次の世代にその知識、経験等を継承していくことが重要であります。

このため、道では、引き続き、定年延長直前の職員を対象としまして、各種制度に関する説明会を行うほか、期待される役割の理解などを目的としたセカンドキャリア研修を実施するとともに

【第1分科会 7月11日 第4号】

に、今年度からは、新たに、55歳の職員を対象に、より早い段階から定年延長後を見据えた働き方について理解を深め、意識の変化を促すキャリアデザイン研修を実施することとしております。

道といたしましては、今後も、研修に参加した職員の意見も聞きながら、研修内容の充実など、環境整備を行いまして、高齢期職員の一層の活躍と組織活力の向上につなげてまいります。

○滝口直人委員 次に、退職後の職員の活用に係る今後の対応について伺います。

これまでも経験豊かな高齢期の道職員が、退職後、職員生活で培った経験等を生かし、地域の様々な課題解決を担う団体等に再就職し、活躍していると承知しています。

道内の多くの業界で人手不足が課題となる中、経験豊富な道職員の再就職に対するニーズは一定程度あるものと考えますが、今般の定年引上げや役職定年制の導入に伴う道における退職管理の取扱いについても新たな対応が求められると考えます。

道は、今後の対応についてどのように考えているのか、伺います。

○大越農子委員長 総務部職員監谷内浩史君。

○谷内総務部職員監 今後の対応についてであります。道の退職者につきましては、これまでも団体や企業からの人材紹介要請などに基づきまして、道職員として長年培われた知識や経験等を生かしながら各地域で活躍されているところではありますが、このたびの定年引上げに伴いまして、今後、60歳以降も職員として勤務する者が段階的に増加することが見込まれるところであり、

また、道では、職員の団体等への再就職に関しましては、「北海道職員の退職管理に関する取扱要綱」を定め、道の財政的関与度の高い団体への再就職に当たって給与に一定の制限を設けておりますが、その額につきましては、職員の定年引上げ後の給与水準と比べて低いものとなっており、再就職を希望せず職員として勤務することを選択する者が多くなることが見込まれ、団体等からの人材紹介要請に対しまして十分に伝えていくことが難しくなることも考えられるところでございます。

道といたしましては、退職者にその経験等を地域社会で生かしてもらうことは地域の人手不足への対応といった面からも有意義であると考えており、要綱を含め、退職管理の在り方につきましては、定年引上げによる高齢期職員の働き方の変化やそれに伴う団体等における人材確保といった観点も考慮しながら、今後、必要な検討を行っていく考えであります。

○滝口直人委員 少子・高齢化や生産年齢人口の減少が全国を上回るスピードで進む道内において、人手不足は各地域で深刻な課題となっており、経験豊富な道職員の再就職に対しては、今後も一定のニーズがあると考えます。

一方で、定年引上げにより道庁に残る職員が増加することが見込まれることから、地域の企業や団体における人材確保への影響も懸念されます。

職員監からは、退職管理の在り方について必要な検討を行うとの御答弁がありましたが、検討に当たっては、企業や団体における人手不足の対応といった観点からも、要綱に定める給与額も

含め、必要な検討を早期に進めるよう指摘します。

次に、道有財産の活用について伺います。

先日、我が会派の代表質問でも伺いましたが、信託契約の終了が間近に迫っているプレスト1・7について、以下、数点伺います。

初めに、検討状況について伺います。

令和4年第2回定例会の予算特別委員会で、我が会派の同僚議員からの質問に対し、道は、道議会における議論も踏まえながら、事業を導入した経緯も考慮しつつ、引き続き検討する旨の答弁がございました。

道は、この間、どのような検討を行ってきたのか、伺います。

○大越農子委員長 財産課長平田健男君。

○平田財産課長 これまでの検討状況についてであります。プレスト1・7は、道が平成3年1月に策定しました「道庁西地区の整備構想」に基づいて、土地信託を活用し建設したオフィスビルであります。このビルには、当時、道警本部庁舎などを建設するため、旧中小企業会館から移転した北海道商工会連合会や北海道中小企業団体中央会などの6団体が区分所有者として入居しております。

こうした経緯を踏まえ、区分所有者6団体と丁寧に意見交換を重ねるとともに、他県における信託事業の状況調査や不動産鑑定士から意見を聴取するなどして、信託財産の取扱いについて検討を進めてきたところでございます。

○滝口直人委員 次に、区分所有者への対応について伺います。

プレスト1・7の区分所有者は、信託契約終了後の道の対応について、どのような意見や要望を道に寄せているのか、伺うとともに、区分所有者の意見等を踏まえ、どのように対応しようとしているのか、伺います。

○平田財産課長 区分所有者への対応についてであります。道では、昨年8月、区分所有者6団体から、団体と十分な協議を行うこと、協議のために必要な情報を提供すること、団体の持続的な運営が可能となるよう所要の措置を講ずることといった申入れを受け、この5月まで十数回にわたり、意見交換を積み重ねてきたところでございます。

意見交換の中では、道が売却する場合には、売却先は社会的信用があるところが望ましい、売却条件に転売禁止を盛り込んでほしい、また、今後の事務所運営の在り方について道も一緒に検討してほしいなどといった意見、要望もいただいているところでございます。

道としては、こうした御意見等も踏まえ、その対応を検討しているところでございます。

○滝口直人委員 次に、有効活用について伺います。

道庁周辺の一等地であり、慎重に検討する必要があるとの意見も耳にします。

契約終了後、道が保有し活用する可能性について、道はどのように考えているのか、伺います。

○大越農子委員長 財産担当局長清水章弘君。

○清水財産担当局長 プレスト1・7の活用についてであります。このビルは、区分所有者6団体が建物の占有面積の約30%を所有する区分所有建物であり、これに伴い、土地につきましても普通借地権が設定されております。

このため、建物全体の管理運営につきましては、区分所有者全体で構成される管理組合により行われ、道が単独所有する場合と異なり、道の意向のみで活用方針などを決め、利活用することは難しいと考えております。

また、プレスト1・7の道所有分につきましては、将来も含め、公用または公共用として活用する見込みがないほか、道が財産を引継ぎ、賃貸事業を継続することには、将来的に空室リスクが高まる可能性に加え、建物の老朽化に伴う修繕費などへの財政負担の懸念もあると考えております。

○滝口直人委員 次に、今後の対応について伺います。

信託期間満了を目前に控え、道として今後どのように対応する考えなのか、伺います。

○大越農子委員長 総務部長藤原俊之君。

○藤原総務部長 今後の対応についてでございますが、土地信託事業については、「道庁西地区の整備構想」に基づき、民間ノウハウや資金等を活用し、周辺地域の特性や景観に調和した施設整備を行い、都市機能の充実に貢献できていると、所期の目的はおおむね達成できたものと考えているところでございます。

道では、事業を導入した経緯も踏まえ、プレスト1・7の区分所有者との意見交換を丁寧に積み重ねてきたところでございますが、信託期間の満了を見据え、信託財産の取扱いに支障が生じることのないよう、信託期間の延長なども含め、受託行と協議しながら対応してまいります。

○滝口直人委員 終わります。

○大越農子委員長 滝口(直)委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

田中勝一君。

○田中勝一委員 通告に従いまして、順次質問いたします。

私からは、道有財産の活用につきまして、大きく2点についてお伺いをいたします。

1点目は、知事公館・近代美術館エリアについてでございます。

本定例会の代表質問において、我が会派の同僚議員からも、知事公館・近代美術館エリアについて質問をいたしました。知事からは、エリア全体の総合的な活用構想を来年度にも策定できるよう取り組む旨の答弁をいただいたところでございますけれども、このエリアの検討の進め方などに関しまして道としての所見を伺いたいと思います。

まず、知事公邸等についてでございますけれども、このエリアには、知事公邸や副知事公邸、職員宿舎がありますけれども、現状、全部で何戸あり、何戸居住しているのか、伺います。

また、知事公館・近代美術館エリア全体の活用に当たり、知事公邸等を残すと考えているのか、移転をする方向で考えているのか、どちらの方向で議論しているのか、所見を伺います。

○大越農子委員長 管理運用担当課長白幡博久君。

○白幡管理運用担当課長 知事公邸等についてであります。知事公邸等が所在する区域には、知事公邸、副知事公邸や道警本部長宿舎など、全部で8棟、9戸の公邸・宿舎があり、現在、2棟、3戸の宿舎に職員が居住しているところでございます。

これら公邸・宿舎につきましては、今後、知事公館や隣接する近代美術館エリアの利活用の検討を進める中で、その取扱いについて整理をしております。

○田中勝一委員 今の答弁では、6戸が入っていないということでもありますから、このエリアを検討するに当たりまして、まず、知事公邸等をどうしていくのかというのを早急に検討いただきたいと思っております。

次に、サウンディング型市場調査の提案についてお伺いをいたします。

昨年6月と8月に実施をされました調査により、民間事業者等から多くの新しい考え方が提案をされていると承知をしております。その中には、西17丁目市道の廃道や通行止めによるエリア全体での活用のほか、駐車場整備に係る提案もあったと承知をしております。

これらにつきましては、近隣に住む住民の方々への日常生活への影響が懸念されるところでありますので、道としてはどのような考えをお持ちなのか、所見をお伺いいたします。

○白幡管理運用担当課長 サウンディング型市場調査の提案についてでございますが、道では、知事公館・近代美術館エリア全体の価値を高めることを目的に、昨年度、サウンディング型市場調査を実施いたしまして、民間事業者の方々から、近代美術館の整備方法や、知事公館、緑地並びに居住区域の活用方法はもとより、西17丁目市道の緑地化や各種施設の配置に合わせた駐車場整備などについても複数の御提案をいただき、これらも参考に、関係部局が連携し、エリア全体の有効活用を検討しているところでございます。

道といたしましては、このエリアが緑豊かな自然に囲まれ、道民の憩いの場として親しまれていることを十分踏まえまして、引き続き、地域住民の方々はもとより、道民の皆様方などから丁寧な御意見を伺い、検討してまいります。

○田中勝一委員 次に、知事公館・近代美術館エリア活用検討事業費について伺います。

本定例会には、知事公館や近代美術館を含めたエリア全体の利活用に向けた調査等を実施するための経費として約1500万円が計上されているわけでもありますけれども、この具体的な事業内容や今後のスケジュールについてお伺いいたします。

○白幡管理運用担当課長 知事公館・近代美術館エリア活用検討事業費についてでございますが、この事業では、知事公館や近代美術館を含めたエリア全体の利活用に向けた調査等を実施するため、エリアの活用コンセプト等を道民の皆様に御提示し、全道各地で意見の把握を行う道民ワークショップを開催することとしております。

また、エリア内の施設配置案のパターン別に、経済性、環境性などの評価項目を設定し、外部委託により専門的見地からの比較調査を実施することとしております。

これらの調査等については、具体的な内容などについて庁内関係部局による検討を得た上で、準備が整い次第、実施を予定しております。

○田中勝一委員 今、エリア内の施設配置案のパターン別という答弁をいただきましたので、ぜひ、まず、パターン別を早急に検討していただくようお願いをいたします。

次に、エリア全体の総合的な活用構想の検討についてお伺いいたします。

来年度に策定をするという活用構想ですけれども、目指す姿や必要な機能の配置を盛り込むとのことでしたけれども、知事公館、近代美術館、自然豊かな緑地、これを一体として活用していくためには、民間企業、地域住民、地元の芸術家の皆さん、そして、札幌市などからこれまで以上に幅広く意見を聴取しながら進めていくことが重要だと考えますが、道の所見をお伺いいたします。

○大越農子委員長 総務部長藤原俊之君。

○藤原総務部長 知事公館・近代美術館エリアについてでございますが、このエリア一帯は長い歴史の中で築き上げられきた大変魅力ある場所であり、この貴重な道民の皆様の財産を確実に次の世代に引き継いでいく必要があるものと認識しております。

道といたしましては、リニューアルに向けた検討を進めている近代美術館も含め、このエリアを多様な交流を育み、新たな魅力なども感じられる文化、芸術、歴史の発信拠点として活用するため、地域住民の皆様はもとより、道内外の多くの方々や民間事業者などからワークショップやウェブによるアンケートなどを通じて丁寧に御意見を伺うとともに、札幌市の都心まちづくり計画との連携も図りながら、エリア全体の目指す姿やその実現に必要な機能の配置を盛り込んだ総合的な活用構想を来年度にも策定できるよう取り組んでまいります。

○田中勝一委員 今回、知事公館・近代美術館エリアの関係についてお伺いをいたしました。このエリアの検討に当たっては、幅広く意見を聴取することはもちろん大事ですけれども、一方で、このエリアの緑地等は、近隣の園児たちの遊技の場としても活用されるなど、地域の方々にとっても親しまれてきた憩いの場でございます。

そうした地域の声も大事ですし、もっともっと多くの道民の声をぜひしっかりと聞いていただいて、来年度にも活用構想を策定するということですので、もう少しスピード感を持って検討を進めていただくことを最後に指摘して、知事公館・近代美術館エリアについての質問は終わりたいと思います。

次に、先ほど滝口(直)委員からも御質問がありましたけれども、プレスト1・7についてお伺いしたいと思います。

初めに、プレスト1・7の土地信託事業につきましては、本年10月末で契約期間が満了することを踏まえ、昨年2月に本事業を総括して、道としては、土地及び建物を合わせて信託期間満了前の信託受益権による売却が最も適当であるとの考え方を示しまして、同月、総務委員会でも報告をされたと承知しております。そこから1年半近くが経過しているわけですけれども、今なお売却手続には入っておらず、挙げ句は、売却手続に要する期間を確保するため、信託期間の延長まで必要な事態となっております。

総務委員会での報告後に何らかの事情の変化が生じたということであれば、それを、適宜、我

々議会に情報提供し、その後の進め方についてしっかりと議論すべきであり、これまで漫然と放置し、このような状況に陥っていることは議会軽視と言わざるを得ません。

そこでまず、昨年2月以降、道として、どのようなスケジュールの下、どのような対応を行ってきたのか、お伺いいたします。

○大越農子委員長 財産課長平田健男君。

○平田財産課長 これまでの対応についてであります。道では、事業総括でお示した基本的な考え方や道議会での御議論を踏まえ、信託財産の取扱いの検討を進めてきたところであり、昨年8月には、信託財産の売却実績のある他県の事例調査を行ったほか、昨年10月と本年6月には、不動産鑑定士から市内中心部のオフィス需要などについて意見を聴取し、情報収集を進めてきたところでございます。

また、「道庁西地区の整備構想」により旧中小企業会館からプレスト1・7に移転した区分所有者6団体に対し、道の基本的な考え方について説明を行ってきましたが、その過程で、昨年8月、6団体から道有地信託事業終了に係る申入れを受け、以降、この5月まで意見交換を積み重ね、現在、いただいた御意見、要望等を踏まえ、対応を検討しているところでございます。

○田中勝一委員 今、区分所有者6団体と様々な意見交換を重ねてきたという答弁でございますけれども、今現在、売却手続が進んでいない具体的な理由は何なのか、お伺いいたします。

○平田財産課長 対応状況についてでございますが、道では、区分所有者6団体から、昨年8月、十分な協議を求めるなどといった申入れを受けまして、道の基本的な考え方に対する理解が得られますよう、十数回に及ぶ意見交換を積み重ねるなど、その調整に時間を要したところでございます。

また、意見交換を通じまして、団体から、売却する場合の手続や条件などについて意見、要望をいただいております。これらへの対応についても検討しているところであります。

○田中勝一委員 では次に、信託銀行との協議の状況について、信託期間の延長に伴い、道の追加の負担が生じるのか否かも含めてお伺いいたします。

○平田財産課長 信託期間についてでございますが、道では、信託期間の満了を見据え、信託財産の取扱いに支障が生じることのないよう、信託期間の延長なども含め、受託行と相談しているところでございます。

この土地信託制度は、道が、受託者である信託銀行より、賃料収入等から必要経費を除いた収益を信託配当として受け取る仕組みとなっております。

○田中勝一委員 今の答弁では、道の新たな追加もなければ、この必要経費を除いた信託配当も受け取るということで問題ないという理解でよろしいですか。

○平田財産課長 そのとおりでございます。

○田中勝一委員 次に、担当課の説明では、区分所有者からは道の売却方針について一定の理解が得られたという認識が示されているとも承知をしておりますけれども、これまで、各区分所有者にどのように説明を行い、具体的にどのような反応があったのか、伺います。

○平田財産課長 区分所有者への対応についてであります。道では、事業総括を取りまとめた昨年2月から、区分所有者に対し、検討経過や道の基本的な考え方などについて説明を行ってまいりましたが、昨年8月に区分所有者6団体から、団体と十分な協議を行うこと、協議のために必要な情報を提供すること、団体の持続的な運営が可能となるよう所要の措置を講ずることといった申入れを受け、以降、これらに対し、この5月まで、対面や書面による意見交換を十数回にわたり重ねてきたところでございます。

団体からは、道が売却する場合には、売却先は社会的信用があるところが望ましい、売却条件に転売禁止を盛り込んでほしい、また、今後の事務所運営の在り方について道も一緒に検討してほしいなどといった意見をいただいたところでございます。

○田中勝一委員 昨年2月の段階では、道として売却が最もふさわしいと判断したというふうに承知をしておりますけれども、現状も踏まえまして、当初の売却が最もふさわしいという判断、この方針を変更するような考えを持っているのかどうか、現時点でどのように進めていくのが最適と考えているのか、伺いたいと思います。

あわせて、今後、どのような方向性と手順、スケジュールで対応していく考えなのか、所見を伺います。

○大越農子委員長 財産担当局長清水章弘君。

○清水財産担当局長 今後の対応についてでございますが、プレスト1・7の道所有分につきましては、将来も含め、公用または公共用として活用する見込みがないことや、道が財産を引継ぎ、賃貸事業を継続することによる将来の経営リスクや新たな財政負担が見込まれるところであります。

道では、信託期間の満了を見据え、信託財産の取扱いに支障が生じることのないよう、信託期間の延長なども含め、受託行と協議しながら対応してまいります。

○田中勝一委員 プレスト1・7などの関係につきまして今いろいろとお伺いをしてきたわけですが、まず一つに、議会に対して説明不足があったという点と説明が遅れたという点については率直に指摘をしたいと思います。さらには、信託期間の延長等、無用な混乱を招いたこと、そして、そのことで道民の皆様には不安を招いたということは極めて遺憾であります。

道として、この責任をどう認識しているのか、最後に見解を伺います。

○藤原総務部長 道有地信託事業に係る対応についてでございますが、土地信託事業については、「道庁西地区の整備構想」に基づき、民間のノウハウや資金等を活用し、周辺地域の特性や景観に調和した施設整備を行い、都市機能の充実に貢献できており、所期の目的はおおむね達成できたものと考えております。

道では、事業を導入した経緯も踏まえ、プレスト1・7の区分所有者との意見交換を積み重ねてきたところでございますが、結果として、信託期間満了まで残り約3か月半となったところでございます。

道といたしましては、こうした状況に至ったことをしっかりと受け止め、引き続き、道民の貴

重な財産の適切な取扱いに努めてまいります。

○田中勝一委員 これまでの答弁では、昨年2月の、売却が最適であるという方針に変わりがないというふうに受け止めました。今後は、売却に向けて、様々な課題があることも承知をいたしましたので、早期に整理を進めていただくよう指摘したいと思います。

また、今年10月末までに売却が困難となり、信託期間が延長となるとの答弁でございますので、その旨をきちんと議会に報告すべきであり、議会軽視をされたということは指摘せざるを得ませんので、そのことも併せて指摘をしておきたいと思っております。

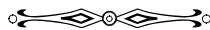
最後に、道有財産の活用につきましては知事のお考えも伺いたいと思っておりますので、知事総括質疑に向けて、委員長のお取り計らいをよろしくお願ひしたいと思います。

これで質問を終わります。

○大越農子委員長 田中(勝)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩



午後2時12分開議

○大越農子委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

植村真美君。

○植村真美委員 私からは、道有未利用財産の有効活用について伺いたいと思っております。

道内にはどれぐらいの遊休化した道有地や道有の建造物があるのか、また、令和4年度末時点における未利用財産の状況についてお伺いするとともに、これまで未利用財産の売却に努められてきたと認識しておりますけれども、令和2年度以降の直近3か年の売却実績はどのようになっているのか、伺います。

○大越農子委員長 管理運用担当課長白幡博久君。

○白幡管理運用担当課長 道内の未利用財産の状況についてであります。道有地のうち、利用されていない未利用地及び利用の程度が低い低利用地は、令和4年度末で、知事部局、教育庁及び道警を合わせて372件、敷地面積は約120万平方メートルとなっております。そのうち、建物が残っている用地は180件、約45万平方メートルとなっております。

また、令和2年度以降の直近3か年度の売却実績については、令和2年度は50件で約7億円、3年度は44件で約9億円、4年度は41件で約8億円の売却収入となっており、このうち、直近3か年での建物つきでの売却は21件、約5億6000万円、解体条件つきでの売却は2件、約1億300万円となっております。

○植村真美委員 135件のうち、ほとんどが土地の売却になっているということで、古い建物は解体が進められているということでございますけれども、その部分につきましては早期に解体す

る方向が望ましいのではないかとということです。

道におきましては、遊休化した建物が残る土地をはじめとする未利用財産の利活用を促進するために、現在どのように取り組んでいるのか、伺います。

また、子どもたちの減少で、高校の廃校舎などの比較的規模の大きい遊休化した建物が残る未利用財産も目立ってきているところであります。これらを有効に活用するためにも、関係する部局が連携を図りながら、時には民間の視点を取り入れまして、地域での活用の可能性を模索することが必要だと思っております。

未利用財産の有効活用に向け、道はどのように取り組んでいくのか、伺います。

○**白幡管理運用担当課長** 未利用財産の活用等についてであります。道では、「道有未利用地の管理及び有効活用に関する基本方針」などにに基づき、新たな未利用財産が生じた場合には、まずは、教育庁及び道警を含む関係部局により構成されます道有財産等有効活用促進会議などにおいて利活用の検討を行った上で、道において使用しない場合には、国、市町村等、公的機関に対して取得希望調査を行い、取得希望があった場合には優先してこれらに売却を行っているところでございます。

それでもなお、利用または取得する希望がない場合は、民間への売却や貸付けによります有効活用の促進に努めているところでございます。

○**植村真美委員** 道から情報発信している内容を含めて見せていただきますと、未利用財産の一覧表というものが出てきますが、内容につきましては大変分かりにくいところもあります。いろいろと皆さんが御尽力されて進められている経緯も承知しておりますけれども、その会議体は、道庁の関係者が集って、年に一、二回ということですので、やはり、もう少し民間の目線というものを入れる機会があってもいいのではないかと思います。

続きまして、未利用財産の有効活用をさらに進めていくためには、道内外の多くの方々にも知ってもらおうということが必要になるというふうに思います。しかし、道のホームページを見ても、どこにあるのかというのが外の方には分かりません。また、見つけたとしても、文字が多くて、内容が分かりにくいものが多いという内容になっております。

多くの方々にこういった未利用財産の存在を知っていただくため、情報発信力が問われているところだというふうに思いますけれども、今後どのように情報発信に取り組むのか、道の考え方を伺いたします。

○**大越農子委員長** 財産担当局長清水章弘君。

○**清水財産担当局長** 今後の情報発信の在り方についてであります。道では、これまで、道有未利用財産の有効活用に向け、未利用地等や売却予定物件の情報について、道のホームページへの掲載やメールマガジンでの情報発信のほか、宅地建物取引業協会など不動産関係団体への情報提供などを行ってきたところであり、今後とも、効果的な情報発信に取り組んでいく必要があると認識しております。

このため、道といたしましては、ホームページの掲載内容の充実に取り組むとともに、入札参

加者に対し、売却情報等の入手先に関するアンケート調査を行い、効果的な情報発信方法の検討を行うなど、未利用財産の一層の利活用が図られるよう取り組んでまいります。

○植村真美委員 いろいろと意見交換をさせていただいている中におきまして、やはり、各部との連携があまりなされていないところがかいま見られました。それは、先ほども言いましたけれども、高校が廃校になって、その高校がまちの真ん中にある、ぜひその活用をお願いしたいという首長の意見等がありましたときに、古くなるとなかなか買手が見つからないという事情は皆さんも分かっていると思いますけれども、価値が下がっていく中で、市町村に歩み寄る、今までもそういった傾向にあったということを各市町村から聞いております。

ですから、使えるうちに、その使い方を、各企業であったり、広域に、しっかりと情報発信する方法というのが必要かなというふうに思っております。今の財産を含めて、どのような有効活用があるのかということ、もう少し幅広い観点で、情報発信も含めて考えていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、財政運営について伺います。

本年は骨格年ということでもありまして、道といたしましては、このたび、補正予算におきまして、令和5年度の収支対策並びに令和4年度以降の収支見通しを示されましたけれども、消費税をはじめといたします道税は過去最高額となる一方で、物価高騰の影響などによりまして収支不足額が悪化するなど、道財政は依然として厳しい状態が続いているというふうに思います。

そこで、私からは、財政運営に関しまして、道債や財政調整基金など、財政健全化に向けました取組につきまして、以下、伺ってまいりたいと思います。

まず、グリーンボンドについて伺います。

道債に関連しまして、環境債、いわゆるグリーンボンドについてであります。今年度の道債発行予定は、普通交付額の振り替わりであります臨時財政対策債が大幅に減額となっている一方で、道立施設の建設事業などの財源といたしまして発行する通常債が60億円程度の増額になっております。

道債の発行に当たっては、さきの一般質問でも我が会派の同僚議員が指摘しており、環境改善効果が見込まれる事業の資金調達手段といたしまして、グリーンボンドを発行することも有効だと考えますが、まず、この債券はどのような内容のものなのか、道の対応をお聞きいたします。

○大越農子委員長 資金担当課長高畠研人君。

○高畠資金担当課長 グリーンボンドについてでございますが、自治体が発行するグリーンボンドは、道路などの防災・減災機能の強化などの気候変動への適応に関する事業や、照明設備のLED化などの省エネに関する事業といった、環境改善効果のある投資事業の資金を調達するために発行する債券であります。発行の際には、国際基準に従い、環境改善効果の確認などの外部評価が必要とされております。

この債券の発行に当たりましては、投資家層のさらなる拡大や調達手法の多様化といったメリットがある一方、外部評価の取得や環境改善効果の継続的なレポートに係る費用など、様々なコ

【第1分科会 7月11日 第4号】

ストを要するところがございます。

こうした中、国において、今年度から新たに、複数の地方自治体による共同発行形式のグリーンボンドを設定し、1000億円程度の規模で発行を予定していますことから、道としても、共同発行に参加することとして、現在、国や関係機関と調整を図っているところがございます。

○植村真美委員 岩手県などでは、国の設定した共同債だけではなくて、県単独でグリーンボンドを発行する方針を明らかにしておりますけれども、なぜ、道は単独の発行ではなくて国の共同発行形式を選択したのか、グリーンボンドの発行に関する考え方について伺います。

○高島資金担当課長 発行方法についてでございますが、グリーンボンドの発行に当たりましては、外部機関による評価などのコストを要することや金利が通常の起債と同水準であったことから、これまで発行を見送ってきたところがございますが、地方債市場におきまして、令和4年10月以降、通常債に比べて0.01%から0.02%ほど低い金利での発行が続いていますことや、共同発行により、外部評価に係る費用が参加する地方自治体で分担され、単独で発行するよりも低コストとなりますことから、道としても、こうした状況を考慮し、国の共同発行に参加することとしたところがございます。

○植村真美委員 グリーンボンドの発行は、先ほど申し上げましたとおり、環境改善効果を目的とする資金調達面での取組であり、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組の一つであるとも言えます。

道といたしましては、この4月に開催されましたG7の気候・エネルギー・環境大臣会合に合わせまして、札幌市と共同で「脱炭素社会の未来を拓く北海道・札幌宣言」を行い、国内外の企業の参画も得て、世界的な環境金融の資金も呼び込みながら、GX関連事業を推進する考え方を示されております。

これは民間ベースでの取組に対するものと考えますが、こうした道の意欲的な姿勢を行政の取組として示すために、グリーンボンドの発行額の積み増しや道単独での発行、さらには、道と市町村との共同による発行なども検討する必要があると考えますが、見解を伺います。

○大越農子委員長 財政局長木村敏康君。

○木村財政局長 今後の対応についてであります。道と市町村との共同によるグリーンボンドの発行につきましては、これまで、市町村の発行する地方債が地元金融機関からの調達で充足できる状況にある中、市場の公募による起債の実績がなく、債券市場における評価がなされていないため、低金利の発行が見込める状況にないことや、地方財政法上、共同発行に参加する地方公共団体が連帯して債務の責任を負う議決が必要であることなど、実現に当たっては幾つかの課題があるものと考えております。

そのため、道では、グリーンボンドの発行につきましては、国が設定した共同発行に参加し、まずは可能な限り発行枠を確保することとし、今後、低金利や評価コストの軽減などのメリットが具体化された段階で、さらなる共同発行の枠の拡大などを国に求めてまいります。

以上です。

○植村真美委員 初めての取組ということで、このたびの取組をきっかけに、各地域に、広域的に浸透できるよう、ぜひ、今後の見通しというものを道においてもリードしていただきたいと思っているところでございます。

続きまして、収支不足額について伺います。

我が会派の代表質問の中におきましても、財政運営に関する考え方を伺ったところでございますが、道財政に生じる収支不足額は、過去の最も厳しかった時期と比べれば大幅に改善しております、ゼロカーボン北海道の推進をはじめ、行政課題に対応した新たな取組を進められ、残された財政課題への対処にも着手できるような財政状況になってきたものと受け止めております。一方では、令和5年度は、4年度に比べて収支不足額が拡大しており、その改善には足踏みが見られます。

そこでまず、収支不足額の推移や今回の拡大に対する道の認識と今後の見通しについて伺います。

○大越農子委員長 財政課長松林直邦君。

○松林財政課長 収支不足額についてであります。ピーク時の平成18年度に2150億円であった収支不足額は、これまで徹底した行財政改革に取り組んできた結果、令和2年度には290億円まで縮小したものの、その後、コロナ禍の影響などにより、3年度に一旦拡大に転じ、さらに、5年度には、物価高騰の影響などにより再度拡大し、410億円となったところでございます。

また、6年度以降においても、依然として300億円から400億円程度の収支不足額が生じるなど、厳しい状況が続くものと認識しております。

○植村真美委員 厳しい状況にあることは変わらないということで、コロナの影響もあったというふうに思います。

次に、財政調整基金について伺いたいと思います。

ただいまお答えがあったように、道財政は依然として厳しく、300億円から400億円程度の収支不足額が生じているところであります。一方で、この収支不足額への対処につきましては、かつて、職員給与も含め、厳しい削減を余儀なくされた頃と比べれば大幅な改善が図られてきているというふうに思います。

令和5年度も、経費の削減に大きく頼る対策ではなく、財政調整基金の積立てを進め、当初予算で取崩しを行う手法など、工夫を凝らしながら対応しているものと伺っております。

もちろん、財政調整基金に過度に依存することなく予算編成を行えるよう、収支不足の改善を進めていくことが第一であります。道民生活への影響も考慮すれば、当面は一定額の基金取崩しもやむを得ないというふうに考えます。

その意味で、財政調整基金への積立ては引き続き非常に重要であります。近年における年度末の基金残高と当初予算における取崩し額の推移を伺うとともに、今後、残高の確保に向けてどのように取り組むお考えなのか、伺います。

○松林財政課長 財政調整基金についてであります。財政調整基金の年度末残高は、年間の財

【第1分科会 7月11日 第4号】

政運営を通じた積立てに取り組んできた結果、令和2年度には158億円、令和3年度末には402億円、また、4年度末見込額が428億円となるなど、増加傾向にあります。

一方、毎年度の収支不足額などに対処するため、当初予算編成において、令和3年度及び4年度は各110億円程度を、また、5年度には160億円を活用するなど、多額の取崩しを行っており、現時点における5年度末の残高は268億円となる見込みでございます。

財政調整基金は、経済事情の変動等による大幅な歳入減などへの備えや中長期的な視野に立った財政運営を行うためにもその確保が大変重要であることから、将来的に500億円程度の水準を目指しているところでございまして、引き続き、歳入歳出予算全体の徹底した精査を行うことはもとより、歳入確保や効率的な予算執行などにより財源を捻出しながら、基金残高の確保に最大限取り組んでまいります。

○植村真美委員 次に、実質公債費比率の改善について伺いますけれども、道は、都道府県で唯一、18%を超え、これまで最も厳しい水準で推移してきています。

このたび示されました最新の推計におきましても、全体的な傾向といたしましては改善してきておりますが、令和6年度以降は上昇し、8年度には22.6%に達するなど、厳しい状況はむしろこれからであると言えます。

実質公債費比率が高止まりする大きな要因は、過去に行った2000億円を超える減債基金への積立留保であります。この課題に対処するため、道では、令和4年度から、年間の財政運営を通じた減債基金への積み戻しに加えまして、新たに当初予算においても計画的に積み戻しを行うことにするなど、実質公債費比率の改善に向けて取組を拡充してきていますと承知しております。非常に息の長い取組となりますけれども、将来の世代に負担を押しつけないようにこれを継続していくことが大変重要と考えます。

行財政運営の基本方針改正後における減債基金への積み戻し実績を伺うとともに、今後の対応について伺います。

○木村財政局長 減債基金への積み戻しについてであります。道の実質公債費比率は、都道府県で最も高く、今後も高い水準で推移する厳しい見通しにありますことから、令和4年3月に行財政運営の基本方針を改定し、比率が高止まりする大きな要因である減債基金への積立留保について、年間の財政運営を通じた積み戻しを行うことに加え、当初予算における計画的な積み戻しにも取り組むことといたしました。

こうした考え方に基つきまして、年間を通じた積み戻しにつきましては、令和3年度に100億円、4年度に50億円を措置したほか、当初予算におきましても、4年度及び5年度に計画どおり各30億円の積み戻しをしたところでございます。

道といたしましては、こうした取組を継続し、減債基金への積立留保額を段階的に解消していくことなどにより、実質公債費比率の改善を進めてまいります。

以上です。

○植村真美委員 最後になりますけれども、さきの我が会派の代表質問に対しまして、知事は、

道税、交付税などの歳入確保に最大限取り組むこと、財政調整基金の確保や減債基金への積み戻しに努めるということでありました。また、今後、国の動向なども踏まえ、令和5年度中に改めて収支見通しの精査を行った上で、必要な対策を検討する旨、答弁されました。

先日、政府が骨太の方針で示されたとおり、来年度に向けては、児童手当の拡充などを含む、次元の異なる少子化対策が検討されることとなるなど、道の財政負担が増加することも想定されるほか、物価高騰の長期化も懸念されます。

こうした中で、道は、今後どのような考え方で令和6年度以降の対策を検討していくお考えなのか、総務部長に見解をお伺いいたします。

○大越農子委員長 総務部長藤原俊之君。

○藤原総務部長 今後の財政運営についてでございますが、道財政は、今後も多額の収支不足が見込まれるほか、実質公債費比率も高い水準で推移するなど、厳しい状況が続く見通しにあります。

一方、本道が直面する様々な課題に今後も機動的かつ的確に対応していくためには、財政の健全化を着実に進め、持続可能な財政基盤を確立することが大変重要であると認識しております。

このため、道といたしましては、道税、交付税などの確保に最大限努めることはもとより、中長期的な視野に立った財政運営に必要な財政調整基金の積立てや、比率の改善に向けた減債基金への積み戻しを着実に進めるとともに、今後、次元の異なる少子化対策の内容や地方財政対策をはじめとした国の動向や経済情勢なども踏まえ、本年度中に改めて収支見通しを精査した上で必要な収支対策を検討してまいります。

○植村真美委員 取組として3点ほど伺いましたけれども、やはり、税収をどのように確保していくかという観点におきましては、各部との連携の中で、どのように北海道で税収を膨らませていくかというようなことが必要になってくると思っております。

今、本当に各自治体で人口が減ってきていまして、将来の負担比率もすごく上がる見込みの地域もありますし、また、今回、コロナもありまして、景気が全然追いついていないところもありますが、そういった部分におきまして今後どうなるか分からないところがございます。

コロナも明けて、軌道に乗っている観光の部分もありますし、交流人口が膨らんできているところもありますので、今後、いいところと悪いところをしっかりと見据え、そのバランスの中で財政運営を柔軟に考えていただきたいと思いますと思うところでございます。

このことにつきましては、知事にも直接お伺いしたいことがございますので、委員長のお取り計らいをお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○大越農子委員長 植村委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

中川浩利君。

○中川浩利委員 それでは、天気も荒れてまいりましたけれども、私から地震・津波対策について

【第1分科会 7月11日 第4号】

て伺ってまいります。

今回、市町村が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の被害軽減のために整備をする津波避難タワーなどの避難施設等に対し、道が財政的な支援を行うとのことですが、まず、道が支援を行うこととした考え方や支援の対象、さらには、今回の支援により、市町村の施設整備に係る負担がどの程度軽減されるのか、先ほど滝口(直)委員の御質問もございましたが、私も改めて伺いをいたします。

○大越農子委員長 海溝型地震対策室長平野宏和君。

○平野海溝型地震対策室長 道の財政支援についてであります。

緊急事業計画に基づき事業を実施する場合には、国庫補助率のかさ上げのほか、地方債に対する交付税措置の特例が適用されることとなっております。市町の実質的な負担は18.3%まで軽減されることになったところではありますが、関係市町にとっては大きな財政負担となることが見込まれるところでございます。

このため、道では、関係市町が緊急事業計画に基づき、かつ、地方債を活用して実施する事業に対して財政支援措置を講じることとしたところでありまして、具体的には、市町村が実質的に負担する18.3%のうち、建設年次における一般財源負担分3.3%に対しては3分の2を支援し、後年度の交付税措置後の起債償還分15%の負担に対しましては、その2分の1を支援することとしたところでございます。

○中川浩利委員 道の財政的支援は、特別強化地域に指定をされました39市町が対象になることとありますが、このうち、道の支援の前提となる緊急事業計画の策定済みが10日現在で7市町、未策定が32市町と承知をしております。

そこで、いつまでに39の全ての市町で策定が完了する見込みなのか、道はどのように把握をしているのか、伺います。

また、各市町において、今後どのような施設がどの程度整備される見込みなのかをしっかりと把握し、それに伴う道の支援の規模が全体としてどの程度になるのかも含めて見通しを持っておく必要があると考えております。

道の見解及び今後の見通しについて伺います。

○平野海溝型地震対策室長 緊急事業計画の策定状況についてであります。特別強化地域に指定されました道内39市町のうち、現在、7市町で緊急事業計画が策定されており、その他の市町では、避難施設等の整備の必要性はもとより、整備する場合にあっては、その規模や整備時期等について具体的な検討を進めているほか、地域住民の合意形成に取り組んでいる市町があるなど、取組の状況は現状様々であるところでございます。

このため、現時点において、今後どういった施設がどの程度整備されるのか、また、道の支援規模を明確にお答えすることは難しいところです。

道といたしましては、北海道開発局などと連携して設置いたしました推進会議において、計画の熟度や策定時期に大きな違いが生じないように、地域が抱える課題の整理などに取り組むとともに

に、今後の緊急事業計画の策定の進捗に合わせ、関係市町の事業内容や事業規模等の把握に努めてまいります。

○中川浩利委員 しっかりと小まめな連携を取っていただいて、情報収集に努めていただきたいというふうに思います。

次に、一方で、日本海沿岸あるいはオホーツク海沿岸については、津波浸水想定公表まではそれぞれ終えておりましたが、現在は、法に基づくハザードマップの作成など、津波に対する警戒避難体制の整備のために、津波災害警戒区域の指定が進められているものと承知をしております。

また、今後、北海道防災会議のワーキンググループにおいて、各市町村の防災対策の立案等に資するよう、被害想定策定に向けた議論が進められるものともお伺いをしています。

地震、津波はいつどこで発生をするのか分かりません。まずは速やかな被害想定までの策定を求めたいのですが、日本海沿岸、オホーツク海沿岸を含めた市町村の防災対策に対し、道として今後どのような支援を行うつもりなのか、ソフト面での対応も含めてお伺いをいたします。

○大越農子委員長 海溝型地震対策担当局長北山雄彦君。

○北山海溝型地震対策担当局長 地震・津波対策についてであります。巨大地震に対する防災・減災対策を効果的に進めていくためには、被害想定や減災目標の策定は大変重要でございます。

このため、まずは、甚大な被害が想定されます太平洋沿岸を策定したところであり、日本海沿岸やオホーツク海沿岸につきましても、今後、市町村において地域における防災対策に活用いただくための被害想定策定に向けて、道防災会議のワーキンググループで議論を進める考えでございます。

こうした取組を段階的に進めますとともに、今後も津波避難計画の作成や避難訓練の企画から実施までを支援する専門家の派遣のほか、地域づくり総合交付金により避難所の備蓄品購入を支援するなど、市町村の防災力強化に努めながら、関係機関と連携協力し、各般の地震・津波対策に取り組んでまいります。

○中川浩利委員 今おっしゃられたように、太平洋沿岸が進まなければほかができないということではないというふうに思いますので、やれるところから同時並行的にどんどんやっていく、そのようにして命を守るということを進めていただきたいというふうに思います。

それで、今回示された重点政策では、命と暮らしを守る取組の強化が掲げられ、市町村への津波避難施設等への財政支援もこの中に位置づけられております。

先ほども申し上げましたが、地震、津波に関してはいつどこで発生するか分かりません。今この瞬間に発生することも否定はできないわけであります。

今回の財政支援を市町村が積極的に活用し、ハード面での対策を進めることはもとより、訓練等も含めたソフト面での対策強化も不可欠であります。

今回の補正予算では、地域づくり総合交付金において、防災対策分を含め、予算が4000万円増

【第1分科会 7月11日 第4号】

額されたとのことでありますが、地震、津波への対応について一層加速化を図るべく、さらなる増額も含めた対応を強化することも必要ではないのかと考えております。

そこで最後に、道民の命と暮らしを守るため、今後どのようにハード、ソフトの両面で地震・津波対策を進めていく考えなのか、所見をお伺いいたします。

○大越農子委員長 総務部危機管理監古岡昇君。

○古岡総務部危機管理監 防災・減災対策についてでございますが、発生が切迫しているとされる海溝型地震による被害を軽減するためには、ハード、ソフトの両面におきまして総合的な対策を推進していくことが重要でございます。

このため、道では、国の支援に加え、独自の財政支援措置を講じ、特別強化地域に指定された市町が行う津波避難タワー等のハード整備を促進するとともに、地域づくり総合交付金により備蓄品の購入などの支援を行うこととしてございます。

また、道民の皆様の避難意識の向上を図ることが非常に重要でありますことから、防災教育の充実を図りますほか、本年10月に日高管内におきまして、また、冬季の12月には十勝管内で大規模な津波災害を想定した住民参加型の実践的な訓練を予定しているところでございます。

道といたしましては、こうした取組を通じまして、本年2月に策定した減災計画の達成に向け、今後とも、国や市町村、防災関係機関と連携協力しながら、総合的な防災・減災対策に取り組んでまいります。

○中川浩利委員 今、危機管理監から、ハード、ソフトの両面での総合的な対策の推進の重要性等について御答弁がございましたけれども、ソフト面の対応に関連し、一つだけ指摘をさせていただきます。

御存じの方も多いかと思いますが、ツイッターが仕様変更されたということに伴って、今月から利用者の一日の閲覧数に制限がかかりました。さきの熊本県の大雨の災害についても、急に投稿できなくなったといったことがございました。知事も道もツイッターなどのSNSを活用していろいろな情報を提供しており、それを見ている道民も多いものですから、あるいは、情報を収集するのに使っているのも、その活用について、今般の仕様変更の影響などについて早急に検証していただきたいというふうに思います。

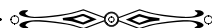
さっき思いついたものですから質問はいたしませんけれども、指摘にとどめておきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○大越農子委員長 中川委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時47分休憩



午後3時9分開議

○大越農子委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

木下雅之君。

○木下雅之委員 お疲れさまです。

それでは、私のほうからは、総務部所管に関わって2項目の質問をさせていただきたいと思えます。

まず初めに、公用文の表記についてであります。

道庁をはじめとする公官庁では、原則として、文書により事務を処理することとなっておりますが、行政の文書は非常に堅苦しく、理解し難い場合が多いことから、誰もが理解できる親しみやすい文書の作成を心がける必要があります。

一方で、行政の文書表記としてふさわしいのか、疑問を感じるものも最近増えていることから、以下、公用文の表記について数点お伺いをしたいというふうに思えます。

まず、1点目ですが、去年の国の文化審議会では、文部科学大臣に、公用文作成の考え方を建議し、これを国家公務員の公用文作成に当たっての新たな手引とするよう求めております。

国の公用文作成の基準が変わるのは70年ぶりということであり、各省庁では、現在、新たなルールの下で公用文が作成されているというふうにお聞きをしておりますが、まず、今回の国の見直し内容がどういったものなのか、お伺いをしたいと思います。

○大越農子委員長 文書課長鳥井慎一君。

○鳥井文書課長 国の公用文作成ルールの見直しについてであります。今回の見直しは、昭和27年に定められました国の公用文作成の要領が、現在の社会状況や実際の公用文との食い違いがあることなどを踏まえて行われたものでございます。

新たなルールでは、公用文は、原則として、法令と表記を一致させるなどの点は変わらないものの、文書の目的や種類、想定される読み手に応じまして分かりやすく書く工夫をすることや、読み手に配慮した表現とすることなどが示されたところでございます。

○木下雅之委員 今回の国による公用文作成のルール見直しは、行政活動に対する国民あるいは住民の理解促進のために非常に意義のあるものというふうに受け止めております。

国の建議に盛り込まれた工夫や配慮は、道においてもぜひ取り入れるべきと考えますが、道における公用文作成のルールはどのようになっており、今回の国の見直しを受けてどのように対応しているのか、お伺いをしたいと思います。

○鳥井文書課長 道における公用文作成についてであります。道では、従来から、国に準じた内容で公用文作成規程及びその運用通達を定め、公用文作成のルールとしているところでございます。

昨年1月の国における公用文作成ルールの見直しを受けまして、道においては、本年3月、これらの規程などを改正いたしまして、文章の正確性や理解のしやすさを確保しながら、国と同様に、読み手に配慮した表現に工夫することや、専門的な知識を特に持たない人を対象とした文書では、読みやすさを優先するなどのルールを示したところでございます。

○木下雅之委員 公用文の表現の幅を広げて、住民の方に理解しやすく、あるいは、親しみやすいものとするといった、読み手への配慮といったものは本当に大切なことかなというふうに思います。

道においても、そうした方向で進めていただく必要があるものというふうに考えておりますが、一方で、アルファベットだとか外国語の表記について、道の公用文作成のルールではどのように取り扱われることとなっているのか、お伺いをしたいと思います。

○鳥井文書課長 アルファベットなどに関するルールについてであります。公用文は、漢字、仮名、数字及び符号に加えまして、人名をローマ字で表記する場合や英単語などをそのまま表記する必要がある場合におきましては、アルファベットの使用を想定しております。

また、外来語は片仮名で表記することを基本とするほか、なじみの薄い外来語はむやみに用いず、やむを得ず用いる場合は、その意味について丁寧に説明することとしております。

○木下雅之委員 アルファベット等について今説明をいただいたわけではありますが、近年の道の施策名あるいは計画名、組織名などに、日本語ではなく、英語を用い、その英語も、片仮名だけではなく、アルファベットで表記しているものや日本語をあえてローマ字表記で表現してきているものなどが目立ってきており、なぜ日本語を使わないのかと首をかしげざるを得ない表現も目につきます。

例えば、現在、総務部のほうで進めている「Smart道庁」の取組がありますが、これも国のほうでは恐らく片仮名でスマートと使っているものを、道のほうではアルファベットで記載をされていると思います。

取組自体は大変意義のあることですが、なぜ片仮名でスマートとせず、あえてアルファベットを使用しているのかなというふうに思います。

このほかにも、旅行支援事業の「HOKKAIDO LOVE!割」もアルファベット表記であったり、「建設産業ミライ振興プランHOKKAIDO」もローマ字表記となっております。企業版ふるさと納税対象事業となっている「北海道のmokuiku（木育）推進事業」でも、木育の部分でローマ字が用いられているなど、いずれもアルファベットであったりローマ字であったりを混在させた事業名や計画名となっております。

公用文表記のルールが道の施策名などにも反映されてしかるべきと考えますが、こういった状況を道としてはどのように受け止めているのか、お伺いをしたいと思います。

○鳥井文書課長 アルファベットの利用の現状についてであります。庁内で作成される一般的な文書につきましては、外来語は片仮名で表記するなど、おおむね適切な運用がなされているところでございます。

一方で、施策名などにおきましては、目に留まりやすいこと、あるいは、耳に残る表現とすることで、道民や企業の皆様の関心を引き、施策などの認知度を高めることや外国の方々にも訴えかけるなどの目的の下、アルファベットを用いているものがあると考えられます。

○木下雅之委員 道民の皆様にご理解いただけるようにとといった部分は、一定程

度理解しないわけではありませんが、安易に外国語やアルファベットを多用するなど、公用文表記の基本的なルールから逸脱したような運用は、容易に理解されるということに限らず、読む側にかえって違和感を抱かせ、道民を道の施策から逆に遠ざけてしまうことにもなりかねません。

日本国内で行政を執行する以上、日本語をまず用いるということが基本であって、外来語やアルファベットの使用については、説得力のある形の中で、その必要性を説明できる場合に限るべきではないかというふうに考えます。

道のほうでは、必要性が明確でないアルファベットの表記などがなされないよう、職員に改めて公用文のルール徹底を呼びかけるべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○大越農子委員長 総務部長藤原俊之君。

○藤原総務部長 道政に対する道民の皆様の理解と関心を高めるため、文書の表記を柔軟にするなどの新たな公用文作成のルールを浸透させることは大切なことではありますが、議員から御指摘のアルファベットや外来語を多用することにより、その目的に反し、道民の理解が阻害されるようなことは避けなければならないものと考えております。

アルファベット及び外来語の使用については、その必要性を十分に検討した上で、効果的で適切な利用が行われることを促すため、今後、改めて公用文の作成のルールについて通知するほか、研修などの機会を捉え、職員に周知徹底をしてまいります。

○木下雅之委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお伺いいたします。

次に、こども園等の送迎バスの安全確保についてお伺いをしてまいりたいというふうに思います。

昨年、静岡県認定こども園で園児が通園バスに置き去りにされたため、死亡するという痛ましい事件が発生をいたしました。この事故を受け、国では、施設の設置者に安全装置の設置を義務づけるとともに、昨年10月、「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を策定し、令和4年度の第2次補正予算で安全装置等の関連経費への予算措置を行っております。

これにより安全装置の設置が進められているわけではありますが、先日の千葉(真)委員の質問におきまして、保育園、あるいは、幼稚園型を除くこども園の部分について、保健福祉部に質問をしておりますが、私からは、総務部の学事課の所管となる幼稚園型のこども園、あるいは、学校施設への導入・整備状況について伺ってまいりたいというふうに思います。

まず、道内における私立の幼稚園や小中学校などで、送迎バスへの安全装置設置状況がどのようになっているのかといったことについてお伺いをしたいと思います。

○大越農子委員長 学事課長佐藤敏尚君。

○佐藤学事課長 道内の私立幼稚園等における安全装置の設置状況についてでございますが、送迎用バスの安全装置の設置については、本年4月から幼稚園等に義務づけられましたが、令和6年3月末までの1年間を経過措置としつつ、可能な限り本年6月末までに設置するよう求められているところでございます。

こうした中、本年5月に国が行った、送迎用バスに対する安全装置の装備状況の調査結果によ

【第1分科会 7月11日 第4号】

りますと、設置済み、または、6月末までに設置を予定している台数は、167の私立幼稚園で、416台のうち276台、設置割合は66.3%、73の幼稚園型認定こども園では、180台のうち110台で、設置割合は61.1%となっております。

なお、小中学校等については安全装置の設置の義務づけがされておりませんが、小学校で3校、14台、中学校で6校、37台、各種学校では3校、4台がそれぞれ送迎用バスを所有しており、現時点で設置している学校はございません。

○木下雅之委員 まず、私立の小中学校においては安全装置の義務づけがなく、未設置ということとであります。

一方で、私立幼稚園等については、保育園だとか幼稚園型以外の認定こども園に比較すると導入が比較的進んでいるほうなのかなというふうには受け止めますが、それでもまだ約3分の1の幼稚園等で安全装置の設置には至っていないということとあります。

これらの要因について、道としてはどのように受け止めているのか、お伺いをしたいと思います。

○佐藤学事課長 設置が進んでいない要因についてでございますが、国の調査結果によると、幼稚園等においては、毎日、バスを使って送迎を行っておりますことから、安全装置を設置することができる時間帯に限られるため、取付け業者との調整が難しいことや一部の安全装置の入手に時間がかかることなどが理由として挙げられております。

道では、未設置となっている幼稚園や小中学校等における今後の対応を把握し、助言等を行う必要があると考えており、現在、関係部局において、それぞれ所管する保育所や幼稚園等に対し、追加調査を行い、安全装置の設置完了時期等の把握に努めているところでございます。

○木下雅之委員 国では、今年4月から、施設の設置者に安全装置の設置を義務づけた際、1年間の経過措置を導入しておりますが、これから本格的な夏を迎えるため、熱中症のリスクも高まることから、子どもたちの命を守るという観点からも早急な設置が求められていると考えます。

送迎バスの安全装置の早期導入をぜひ図っていただきたいと思いますが、今後、道としてどのように取り組んでいくのか、お伺いをし、私の質疑を終わりたいと思います。

○藤原総務部長 今後の取組についてでございますが、これからの時期は、車内への置き去りによる熱中症等のリスクが高まることから、可能な限り早期に安全装置を設置するなど、子どもの安全を確保していくことが重要であります。

道では、安全装置が未設置となっている幼稚園等に対し、早期の設置を求めているほか、現在、設置時期の見込みや課題等を把握するため、追加調査を行っているところでございます。

道としては、将来を担う子どもたちの大切な命を守るため、設置義務がない小中学校等も含め、安全装置の有無にかかわらず、子どものバス乗降の際は、点呼や目視等の方法で子どもの所在確認を確実に実施するよう、担当職員が学校訪問する際に指導を行うなど、子どもたちの安全確保に取り組んでまいります。

○木下雅之委員 ありがとうございます。

○大越農子委員長 木下委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

赤根広介君。

○赤根広介委員 それではまず、道有財産についてであります。

先ほど来議論がありますプレスト1・7の件であります。部長から、信託期間の満了を見据え、信託財産の取扱いに支障が生じることのないよう、信託期間の延長なども含め、受託行と協議しながら対応してまいるとの先ほどの議論での答弁でありました。残念ながら、信託期間前の売却がなかなか厳しい状況になったと。

この間の対応を、よく言えば丁寧に対応されてきたというわけでしょうけれども、厳しく言えば、行政は結果が問われるわけでありますので、皆さんの対応が怠慢だったと、まず、厳しく言わざるを得ないわけであります。

そこで、民間企業にとって、不動産としてのプレストの魅力はまさに底地にあると考えるわけでありますが、この底地の時価が更地換算でどの程度か、伺います。

○大越農子委員長 財産課長平田健男君。

○平田財産課長 プレスト1・7についてであります。国税庁が今年1日に発表しました令和5年の相続税路線価では、プレスト1・7の敷地に係る路線価で最も高いものは、1平米当たり66万円となっているところでございます。

○赤根広介委員 なかなか直接的な答弁は難しいかと思いますが、プレストの敷地面積は約2500平方メートルでありますので、単純計算でいけば約16億円ということになると思いますし、実際の実勢価格という意味におきましては、当然、これよりもっと高くなるということが容易に想像できるわけであります。

そこで、この土地を道が所有し続けるメリットは何か、伺います。

○平田財産課長 土地の所有についてであります。道が建物のみを売却して土地を所有し、貸し付けた場合、道にとっては、建物の売却収入と継続的な土地の貸付収入が見込めるところでございます。

一方で、昨年2月に道が取りまとめました事業総括におきましては、外部有識者から、建物の購入者は地代の支払いが必要で、建て替えや売却などをする際にも土地所有者である道から承諾を要するなど、運用に関する見通しが立てにくいなどの不安要素があることから、建物のみを購入を検討する者はほとんどいないとの意見をいただいているところでございます。

○赤根広介委員 まさにデメリットのほうが多いのではないかと私は思うわけでありますが、こうしたことから、将来的には民間ベースで開発したほうがより経済効果が高いと考えるわけでありますが、見解を伺います。

○平田財産課長 民間活力の活用についてであります。プレスト1・7は、「道庁西地区の整備構想」に基づいて、相当老朽化した低層建物などがあつた北1条西7丁目街区の効率的な土地利用を図るため、民間の企画力、経営ノウハウ及び資金を活用した土地信託事業により、周辺の景観に調和したオフィスビルとして整備が行われたものでございます。

【第1分科会 7月11日 第4号】

道では、北海道ファシリティマネジメント推進方針などに基つきまして、道有財産のうち、道や国、市町村が公用、公共用として使用予定のないものにつきましては、民間への売却や貸付けを行い、民間活力による有効活用を図ることとしているところでございます。

○赤根広介委員 しっかりと民間活力の有効活用を図っていただきたいと指摘をするわけであり
ます。

そこで、これまで区分所有者に対してどのような対応をされてきたのか、まず伺います。

○平田財産課長 区分所有者への対応についてであります。道では、区分所有者が「道庁西地区の整備構想」により、旧中小企業会館から移転してきた経緯などを踏まえ、事業総括を取りまとめた昨年2月以降、区分所有者に対し、検討経過などにつきまして情報提供を行ってきたところでございますが、昨年8月、区分所有者6団体から申入れがあり、その項目に沿って、対面や書面による意見交換を十数回にわたり重ねてきたところでございます。

○赤根広介委員 区分所有者から申入れがあったということではあります。その内容を伺います。

また、その申入れに対して、道としてこれまでどのように対応してきたのか、今後の対応と併せて伺います。

○平田財産課長 区分所有者からの申入れなどについてであります。6団体から受けた申入れにつきましては、団体と十分な協議を行うこと、協議のために必要な情報提供をすること、団体の持続的な運営が可能となるよう所要の措置を講ずることといった内容でございまして、道では、こうした団体からの申入れに沿って、この5月まで、団体と意見交換や情報提供を十数回にわたり積み重ねてきたところでございます。

意見交換の中では、団体から、道が売却する場合には売却先は社会的信用があるところが望ましい、売却条件に転売禁止を盛り込んでほしい、今後の事務所運営の在り方について道も一緒に検討してほしいなどといった意見をいただいたところでありまして、道としてはこうした御意見への対応についても検討しているところでございます。

○赤根広介委員 区分所有者からの様々な意見に対して対応を検討している最中だということではありますけれども、まずはこうしたことに早期に結論を出すように指摘させていただきます。

先ほども申し上げましたが、部長から、信託財産の取扱いに支障が生じることのないよう、信託期間の延長なども含めて協議、対応していくということでありましたが、とはいえ、道が最も適当とした、信託契約終了前に信託受益権の状態売却するというものの期間満了までの実現性というものは本当にゼロなのか、あるいは、多少なりともあるのか、その点の見解を伺います。

また、知事答弁では、信託期間満了まで残り4か月となっており、受託行と今後の取扱いについて協議しながら対応してまいるとのことではありましたが、今後の取扱いとは何を指すのか、具体的にどういったことを協議するのか、併せて伺います。

○大越農子委員長 財産担当局長清水章弘君。

○清水財産担当局長 道有地信託事業についてでございます。道では、区分所有者からいただ

いた、売却する場合の手續や条件などの意見、要望について対応を検討しているところでありますが、売却をする場合には、信託期間が満了する本年10月末までの手續の完了は難しい状況であります。

道といたしましては、信託期間の満了を見据え、信託財産の取扱いに支障が生じることのないよう、信託期間の延長なども含め、受託行と協議する必要があるものと考えております。

○赤根広介委員 今、はっきりと局長から手續の完了が難しい状況ということでありました。

それでは、信託期間の延長期間というものはどの程度必要なのか、受託行をはじめ、関係者との協議の状況を併せて伺います。

○清水財産担当局長 受託行との調整についてであります。道では、信託期間の満了を見据え、信託財産の取扱いに支障が生じることのないよう、信託期間の延長なども含め、受託行と相談しているところであります。

なお、信託期間の延長は、道からの正式協議を受け、受託行での機関決定が必要なため、現時点でその期間についてお示しすることは難しいところであります。

○赤根広介委員 率直に申し上げますと、一つとしては、将来的にビルの解体経費や建て替え経費を道が負担する案、もう一つは、売却し、民間ベースの事業による税收効果等が得られる案との比較検討になると考えるわけでありまして。

こうしたことから、既に検討の余地はないものとするわけではあります。この点、所見を伺います。

○清水財産担当局長 信託終了後の対応についてであります。道が土地、建物を所有し、賃貸事業を行うことにつきましては、現在の入居状況等を維持することができれば、賃料による安定的な収入が見込める一方で、市内中心部におけるオフィスビルの再開発動向から、将来的に空室リスクが高まる可能性に加え、建物の老朽化に伴う修繕費や解体費用等の財政負担も見込まれるものと考えております。

このため、道では、外部有識者の御意見もお聞きしながら、昨年2月の事業総括において、土地及び建物を合わせて信託受益権による売却が最も適当との基本的な考え方を取りまとめたところでございます。

○赤根広介委員 今答弁いただいたように、信託受益権での状態で売却しようとするのであれば、そのためには、今後どのような手續をどういったスケジュールで進める必要があるのか、所見を伺います。

○大越農子委員長 総務部長藤原俊之君。

○藤原総務部長 今後の対応についてでございますが、土地信託事業については、「道庁西地区の整備構想」に基づき、民間のノウハウや資金等を活用し、周辺地域の特性や景観に調和した施設整備を行い、都市機能の充実に貢献できており、所期の目的はおおむね達成できたものと考えているところでございます。

道では、事業を導入した経緯も踏まえ、プレスト1・7の区分所有者との意見交換を丁寧に積

【第1分科会 7月11日 第4号】

み重ね、対応を検討してきたところではございますが、信託期間の満了を見据え、信託財産の取扱いに支障が生じることのないよう、信託期間の延長なども含め、受託行と協議しながら対応してまいります。

○赤根広介委員 仮に信託期間を延長するとなれば、当然、議案の提出が必要になってくると思うのですが、スケジュール的には、遅くとも第3回定例会には提出されるという理解でいいのか、その点を確認します。

○清水財産担当局長 現在の信託契約の期限が10月末日でございます。信託期間を延長するためには、第3回定例会で議決をいただく必要があるものと考えております。

○赤根広介委員 ぜひ、そのスケジュールに今度こそ遅れが生じないようにしっかり取り組んでいただきたいということを強く指摘させていただきますし、この件につきましては、知事のガバナンスも問われかねない問題だと私は思いますので、知事に直接お伺いしたいと思います。委員長のお取り計らいをお願い申し上げます。

次に、道庁の働き方改革についてお伺いいたします。

私は、今回、急遽、質問に立つことになったので、準備が不足している感は否めませんが、よろしくお伺いしたいというふうに思います。

まず、議会对応についてであります。6月28日の幹事長会議におきまして、その協議事項として、自民党・道民会議より、質問・答弁の準備についてと題する提案があったところであります。

この幹事長会議は、議会における公式な会議体であること、また、その場には財政局長も出席していたことも踏まえてお伺いをいたします。

理事者は、休日や深夜における作業や待機を議員や会派から求められたことがあるのか、また、議会側から求められてはいないものの、議会对応で休日や深夜における作業や待機を余儀なくされたということはあるのか、その頻度や要する時間などの実態を伺うとともに、その要因についても併せて伺います。

○大越農子委員長 財政課長松林直邦君。

○松林財政課長 議会对応に係る待機などについてであります。職員の時間外勤務については、北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例において、公務のため、臨時または緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務をすることを命ずることができるものと定められており、一般論としては、仮に、議会对応に係る職務に際して時間外勤務が発生した場合においても、当該職務の遂行の在り方については、各部局の責任と裁量においてなされた結果と承知しております。

このため、お尋ねの議員や会派から求められたということについてお答えすることは困難でございます。

また、議会对応に係る待機等の実態についてでございますけれども、こちらにつきましては、人事当局において、時間外勤務に占める議会对応相当分を把握しておらず、その実態等をお答え

することは困難でございます。

○赤根広介委員 答弁作成に当たって、議会对応相当分を把握していないということでありましたが、まず、その実態を把握する努力をしていただきたかったところではありますが、そうした答弁にならなかったのは残念であります。

そこで、全体的な話はさておき、課長自身はこうしたことを経験されたことがあるのか、伺います。

○松林財政課長 私も、つぶさに振り返りまして、着任以来、休日、深夜というのがどこまでを指すのかということはありませんけれども、答弁作成等に関して、恒常的に、毎定例会で、私自身、財政課という課の特殊性というのもあると思うのですけれども、答弁対応ということで深夜、休日に長く拘束されたということはさほど感じてはいないところでございます。これは霞が関との比較というのもあろうかと思えますけれども。

○赤根広介委員 部長も課長もそういうなかなか厳しい経験を経てここにいらっしゃるのので、その辺は鍛えられているとは思いますが。

ただ、今回、この提案に当たった理由は、提案者でありました自民党の安住幹事長は、今年に入ってからからの国会の様々な答弁作成に関する問題、詳しく言いますと、昨年臨時国会での答弁作成終了の平均時刻が委員会当日の午前2時56分だった、こういう問題を受けて提案されたということで、その趣旨自体には各会派も賛同されていたのだというふうに思います。

そうしたことからすると、まず、道庁における議会对応の実態というものも前向きな考えとして把握をすべきじゃないかと私は思うわけではありますが、その点、見解を伺います。

○大越農子委員長 財政局長木村敏康君。

○木村財政局長 議会对応に関する時間外勤務の把握についてであります。管理職員の勤務時間につきましては自らマネジメントを行う立場であり、自己管理を基本としていることや、勤怠管理システムでは、通常の臨時的業務、議会对応に係る業務を含みます通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に必要な場合の特例業務、大規模災害への対応、道民の生命、財産に重大な影響を及ぼす緊急時の対応業務といった三つの性質ごとに勤務時間数を抽出することは可能でございますが、議会对応に係る業務などといった個別具体の業務ごとに勤務時間数を把握することは困難であります。

こうしたことから、まずは、調査そのものに起因する業務負担や把握の手法、範囲等も十分考慮する必要がありますことから、そうした点も含め、関係課で協議することとしたいと考えております。

以上です。

○赤根広介委員 ぜひ、今御答弁いただいたように取り組んでいただきたいと思います。

せっかく勤務管理の電子化もされておりますので、後で聞くスマート道庁の取組の中で、その区分に試験的に議会对応というものを入れるということもぜひ検討していただきたいと思いますというふうに思いますので、ここは指摘をさせていただきます。

【第1分科会 7月11日 第4号】

そこで、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る観点からも、議会对応に関連する休日や深夜における作業、あるいは、待機をなくすための改善策について所見を伺います。

○木村財政局長 今後の対応についてであります。職員のワーク・ライフ・バランス推進を図るため、長時間労働の是正を進めており、事前命令と退庁管理の徹底をはじめ、弾力的な応援態勢の確保や管理職員による業務の効率化、平準化などによる適切なマネジメントの実施とともに、テレワークや時差出勤の活用を進めるなど、時間外勤務の縮減等に取り組んでいるところでございます。

議会对応に係る職務につきましても、引き続き、こうした取組を進め、時間外勤務の縮減等に努めてまいります。

以上です。

○赤根広介委員 議会の会期につきましては、当然、議会の会議規則、あるいは、申合せで細かく決まっているわけでありましたが、様々、社会情勢も変化しておりますので、しっかりと議会对応におけるワーク・ライフ・バランスというものも、私たち議会と皆さん理事者が、これまでの経験の下、知恵と工夫で問題点を洗い出して改善を進めていく時期に来ているのかなというふうに思います。

例えば、今日、明日の予算特別委員会も、分科会が終わった次の日に知事総括質疑ですから、皆さんは深夜の答弁作成を物理的に余儀なくされると思うのですよ。うなずいている人も中にはいますけれども。そういう実態も現実的にあると思いますので、私たち党派としても、そうしたしかるべき場に議会对応における改革というものもしっかりと提案をしていきたいと思っておりますので、引き続き、皆さんから様々なお知恵もお借りできればと思うわけでありまして。

次に、スマート道庁の推進についてであります。働き方改革につながる業務の効率化や道民サービスの向上の成果について、まず、その認識を伺います。

○大越農子委員長 改革推進課長木村重成君。

○木村改革推進課長 スマート道庁の取組についてであります。スマート道庁は、ICTも活用した業務改革や働き方改革を推進し、職員が持てる能力を最大限発揮できる職場環境をつくり、道庁の組織力を向上させ、道民サービスの質の向上につなげることを目指すものであります。

道では、これまで、定型業務の自動化や行政情報の電子化のほか、情報システムの最適化などにより、業務の効率化、省力化に取り組むとともに、公用スマートフォンによるテレワーク環境の整備や庁舎のWi-Fi化などにより、時間や場所に制約されない多様で柔軟な働き方に取り組むなど、スマート道庁の取組前よりも、相当程度、業務改革や働き方改革を進めてきたものと認識しております。

また、許認可等の申請や届出といった行政手続のオンライン化、公金のキャッシュレス化にも取り組むなど、道民サービスの向上にも一定の効果があったものと考えております。

○赤根広介委員 効果が様々あったというわけでありまして、一方、今後さらにスマート道庁の

取組を推進していく上で、課題というものをどのように把握されているのか、伺います。

○木村改革推進課長 推進状況などについてであります。道では、スマート道庁の推進に当たっては、業務の効率化、省力化や多様で柔軟な働き方などに資する各指標ごとに目指す水準を示した上で、数値の経年変化を確認しながら取組を進めております。

業務の効率化・省力化の指標では、年休の平均取得日数や電子決裁率は年々増加しているものの、目指す水準には達していない状況にあるほか、多様で柔軟な働き方などの指標では、誰もが働きやすい職場と思う職員や仕事にやりがいを感じている職員の割合が減少しているなど、スマート道庁を推進する上で、改善を行いながら進めていく事項があるものと認識しております。

○赤根広介委員 今の後段の答弁はなかなか喜べない状況だというふうに思います。しっかりと取り組んでいただきたいとします。

スマート道庁の取組の柱の一つでありますテレワークについてであります。昨年度に実施した職員アンケートの結果では、テレワークを実施したいときにできている職員の割合が、前年度と比較して0.4ポイントと微増の33.4%にとどまっているわけであり。せっかく様々な環境整備を図られたわけであり、いざ利用したいときに使えなければ、まさに宝の持ち腐れと言わざるを得ないわけであり。

道は、テレワークの実施状況をどう評価しているのか、また、なぜ実施したいときにできている職員の割合が低いのか、その要因も併せて伺います。

○木村改革推進課長 実施状況などについてであります。職員アンケートによると、テレワークの実施率は、令和2年度は51.0%、3年度は63.3%、4年度は69.9%と、年々増加し、目指す水準の40%を大幅に上回るとともに、テレワークを実施したいときにできている職員の割合も増加するなど、着実に取組は進んでいるものの、今後とも職員の理解や意識改革をより一層促進する必要があるものと認識しております。

一方、一部の所属からは、テレワークになじむ業務が少ない、紙の書類が多いため、非効率であるとの意見や、管理職員からは、テレワークを実施する職員の業務マネジメントや意思疎通に関して課題があるなどの意見もあったところであり、こうした意見がテレワークを実施したいときに実施できないという職員アンケートの結果になったものと考えております。

○赤根広介委員 推測ですけれども、もしかしたらアンケートの取り方も、物理的にテレワークがなじまない業務の人たちも入っているのかもしれないので、その辺は確認をしていただきたいとします。

いずれにしても、テレワークを実施したいときにいつでも利用できる環境というものを整えていくことが理想なわけであり、今後、改善にどう取り組むのか、所見を伺います。

○木村改革推進課長 今後の取組についてであります。テレワークは、育児や介護など、ライフステージの変化に応じた多様で柔軟な働き方が可能となるほか、出張時や災害時の対応など、公務能率の向上にも寄与するものと考えております。

このため、道としては、職員アンケートの意見も踏まえ、テレワークを実施する上での課題や

【第1分科会 7月11日 第4号】

不安の解消に努めながら、今後とも、その意義や効果のほか、電子データを基本とした働き方へのシフトなどについて、道における実践事例集も活用して、管理職員をはじめとした職員全体、さらには、職場としての理解や意識改革に向け、より一層取組を促進してまいります。

○赤根広介委員 実践集は私も拝見しまして、非常に分かりやすくできていると思いますので、ぜひ活用を図っていただきたいと思います。

そこで、テレワークを進めるための取組として、昨年4月から、道庁では3度にわたって「道庁テレワークデイズ」の取組を進めてきたと承知しておりますが、今年度はテレワークデイズを実施するのか、その場合の内容について、どのように対応するのか、併せて伺います。

○大越農子委員長 職員活躍担当課長阿部真理君。

○阿部職員活躍担当課長 テレワークデイズについてでございますが、道では、職員がテレワークや時差出勤を積極的に活用していくよう、令和3年度と令和4年度の2か年に毎週金曜日をテレワークデーに設定するほか、年に3回の集中実施期間を設けるなど、全庁的にテレワークの積極的な活用に取り組んだところであり、実施率も年々増加するなど、多くの職員がテレワークを実践することで、その利点や効果に対する理解が深まり、新しい働き方の定着につながっておりますが、今後もより一層促進していく必要があるものと考えております。

このため、今年度からは、こうしたこれまでのテレワークデイズの取組を踏まえ、「職員のワークライフバランスの推進に関する指針」に、新たにテレワークをはじめとした多様で柔軟な働き方の推進を位置づけ、その中で、管理職員によるテレワークを活用しやすい職場環境づくりや、職員自らがテレワークを積極的に活用して、ライフスタイルに応じた多様で柔軟な働き方に取り組んでいくこととしたところでございます。

さらに、今後は、全庁的な取組として実施するワークライフバランス推進強化期間において積極的なテレワークを促していくこととしており、引き続き、テレワークの定着に向けた取組を推進してまいります。

○赤根広介委員 答弁としては理解するわけですが、スマート道庁の取組が始まってから、皆さんは全道的に異動があるわけですので、初めて本庁で勤務する、あるいは、初めて出先で勤務する、様々な方がいて、あるいは、肩書も変わるわけですね。

そうした意味におきましては、今の答弁は答弁として理解するのですけれども、どうしてもこの推進強化期間の取組の中に混ざってしまうと、テレワーク自体も埋没してしまいかねないと私は思います。

ぜひ、今年、来年ぐらいいは、テレワークデイズに集中的に取り組むべきではないかと思うわけですが、改めて見解を伺います。

○阿部職員活躍担当課長 テレワークデイズについてでございますが、令和3年度と令和4年度にテレワークデイズとして実施したテレワークを当たり前にをテーマとする集中的な取組により、様々な利点や効果に対する理解が一定程度深まり、また、各所属においても、テレワークの活用方法や実践事例が蓄積されたことにより、新しい働き方の定着につながってきているものと

考えております。

こうした中、今年度については、これまでの取組も踏まえ、全庁的な取組として実施するワークライフバランス推進強化期間において、毎週金曜日の積極的なテレワークの実施を促していくほか、普及啓発のためのセミナーの開催など、テレワークの一層の定着に向けた取組を推進してまいります。

○赤根広介委員 ぜひ取組がしっかりと前に進むよう、指摘をしておきます。

知事は、公約でスマート道庁の強化を掲げ、補正予算でも関連予算が計上されているわけですが、管理職員をはじめとした職員の意識改革の促進やICTも活用した業務改善を図るとともに、道民サービスのさらなる向上に向けて、スマート道庁の一層の推進に今後どう取り組むのか、所見を伺います。

○藤原総務部長 スマート道庁の推進についてでございますが、道では、昨年度から、公用スマホの配付や勤怠管理システムの導入等により勤務環境が大きく変わり、これらを生かした業務改善が図られてはいるものの、業務改善効果を最大化するには、職員一人一人のさらなる意識と行動の変革による不断の努力が必要であると認識しております。

このため、道といたしましては、引き続き、公用スマホを活用した実践事例の横展開はもとより、管理職員をはじめとした職員の意識改革の促進やICTも活用した業務改善に努めるとともに、スマート道庁の一層の推進に向けて、電子データを基本とした働き方へのシフトや行政手続のオンライン化の拡大、さらには、電子契約の導入を進めるなど、今後とも、職員の理解と共感の下、取組を着実に進め、道民サービスのさらなる向上につなげてまいります。

○赤根広介委員 部長が就任されて初めての質問で、私はスマート道庁の取組について質問させていただいて、そのとき、部長はこの手の分野に明るいということで、しっかり進めてほしいと。コロナ禍、様々な要因などもありまして、まず、大きく前進をしたわけではありますが、今後は、ぜひ、この北海道のモデル的な取組を全国に広げていただくよう御尽力いただきますことを期待させていただきます。

最後に、防災対策についてであります。

防災、減災についてであります。

先ほども議論がありました、いわゆる減災計画につきましては、180の具体的な対策を整理しているものの、本計画は、庁内各部はもとより、市町村や防災関係機関も含め、関係者が多岐にわたることから、いかに実効性を確保できるかが重要と考えるわけではありますが、まず、この点の認識を伺います。

○大越農子委員長 海溝型地震対策担当局長北山雄彦君。

○北山海溝型地震対策担当局長 減災計画の推進についてであります。発生が切迫しているとされている海溝型地震による被害を軽減するためには、ハード、ソフトの両面からの必要な対策を講じていくことが重要でございます。

このため、本年2月に策定しました減災計画に掲げた様々な取組について、道が実施主体とな

る対策はもとより、市町村、国などの行政機関、道民、事業所等が実施主体となる対策につきましても着実に推進していく必要があると認識しております。

○赤根広介委員 実効性を確保するためには適切な進捗管理が欠かせないわけであり、計画では、計画期間内におきましても常に計画の振り返りを行うとともに、社会情勢や新しい技術等の変化を勘案し、計画の進捗状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うとしているわけであります。

しかしながら、180の具体的な対策のうち、目標値を定めているものは一部にとどまるわけでありますが、どのような考え方、手法で進捗管理を行うのか、伺います。また、見直しに具体的にどう取り組むのかも併せて伺います。

○大越農子委員長 海溝型地震対策室長平野宏和君。

○平野海溝型地震対策室長 減災計画の進捗管理につきましては、減災計画においては、三つの基本政策の下に七つの政策の柱を設け、基本施策31分野、180の具体的な対策を整理しているところでございます。

今後、具体的な対策ごとに、庁内関係部局や関係機関における施策の取組状況や今後の取組予定等を把握するとともに、達成度の把握のための参考資料といたしまして目標値を設定しており、達成時期を定めたものにつきましては、対策の進捗状況について定量的な把握を行ってまいりたいと考えております。

また、減災計画の具体的な対策の見直しに関しましては、減災計画に定めた減災目標を達成するためには、計画に基づく具体的な対策の着実な推進とその実績や指標の進捗状況を把握し、社会情勢や新たな知見、技術を適切に反映することが重要でございます。

このため、計画に基づく具体的な対策ごとに、各実施機関が実施する施策の進捗を管理するとともに、これら取組状況等や進捗状況などにつきまして、北海道防災会議に設置しておりますワーキンググループにおいて御議論いただくなどして、必要に応じ、見直しの検討を行ってまいりたいと考えてございます。

○赤根広介委員 減災計画の実効性を確保していくために肝腎な部分でございますので、今後の取組を注視させていただきたいと思っております。

次に、避難施設等の整備についてでございますが、そのスキームの考え方等につきましては先ほど来の議論で承知をいたしました。

私も、昨年来、報道や様々な首長の発言、あるいは、議会の対応などを見ていますが、恐らく、39市町のうち、これは私の独自調査ですけれども、多分、25ぐらいではもう計画の策定が進んでいるのではないのかなというふうに私は押さえております。

道の補助期間というものも25年間と長期にわたるわけでありますので、しっかりと財源確保を含めて取り組んでいただくよう、まず、指摘をさせていただきます。

その上で、今後、避難施設の整備が迅速かつ着実に進むようどう取り組むのか、所見を伺います。

○北山海溝型地震対策担当局長 避難施設等の整備に向けた取組についてであります。発生が切迫しているとされている海溝型地震による被害を軽減するためには、津波避難タワー等の整備が重要であり、道としても、整備促進を図るため、国の支援に加えまして、市町村の財政負担を軽減するための独自の財政支援を講じることとしております。

また、こうしたハード整備に当たっては、緊急事業計画の策定が必要となりますことから、市町の規模や技術力によって計画の熟度や策定期間に大きな違いが生じないよう、道と北海道開発局などが連携して設置をした推進会議において、地域が抱える課題の整理や得られた知見の情報共有などに取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、こうした取組により、市町村が抱える課題にきめ細かに支援するなどして、円滑に緊急事業計画が策定されるよう取り組むことで、地域住民の命を守るための避難施設等が着実に整備されるよう取り組んでまいります。

○赤根広介委員 次に、情報収集能力の強化についてであります。

大規模災害発生時に関係機関が迅速、的確に災害応急対策を実施するため、災害時の情報収集能力の強化を図るとして、災害時オペレーションシステム整備費約700万円が補正予算で計上されております。

現状、災害時のヘリコプターによる情報収集はどのように行っており、課題はどのような点にあるのか、伺います。

○大越農子委員長 防災航空室長沖田備啓君。

○沖田防災航空室長 災害時の情報収集についてであります。土砂崩れや林野火災など、現地に近づくことが困難な被災の全容を把握するためには、ヘリコプターによる上空からの情報収集が迅速かつ有効であり、道警察などのヘリや道消防防災ヘリにより撮影した映像や上空から確認した被害状況の報告を基に効果的、効率的な応急対策活動につなげているところであります。

一方、現在、道消防防災ヘリに整備しています被災地の災害状況などをリアルタイムに災害対策本部等へ提供することが可能なヘリコプターテレビ伝送装置、通称・ヘリテレは、リアルタイムによる提供が一部の地域などに限られているところであります。

また、大規模災害時には、道庁の危機管理センターに災害対策本部の指揮室が設置されることとなりますが、ここで視聴できるリアルタイムの被災地などの映像が、広域応援のヘリコプターの活動拠点となります丘珠にある防災航空室では視聴できない状況にあるところであります。

○赤根広介委員 今、現状の課題を述べていただきましたが、まさにここ数日も九州地方で大雨が降って甚大な被害が発生しているわけでありまして。そうした中から貴い人命等を確実に救出していくためには、今述べられた課題をしっかりと改善していく必要があるというふうに思うわけでありまして、今回のこの補正予算の事業で、ヘリコプターによる情報収集能力の強化をどう図るのか、伺います。

○大越農子委員長 危機対策局長吉川政英君。

○吉川危機対策局長 情報収集の強化についてでございますが、広大な面積を有する本道におき

【第1分科会 7月11日 第4号】

まして、道民の安全、安心を確保するため、道では、昨年4月より、消防防災ヘリの24時間運航体制を確立し、北海道警察との共同運航を開始したところでございます。

こうした中、北海道警察の受信施設を活用することにより、全道域で道消防防災ヘリのヘリテレ映像はリアルタイムで配信することが可能となることから、映像伝送システムの整備や、丘珠空港にある防災航空室に、道の災害対策本部の指揮室と同じ映像を共有することができる映像配信の整備を本年度から計画的に実施することとしたところでございます。

道といたしましては、こうした整備により情報共有能力の強化に努め、引き続き、北海道警察と緊密な連携を図るとともに、ヘリを保有する関係機関との協力体制を構築しながら、本道の防災力の充実強化に努めてまいります。

○赤根広介委員 危機対策局長から、計画的に実施をするということでありました。計画的はもちろんです、できるだけ早期に万全を期すよう、改めて強く求めておきたいと思っております。

知事は、今議会でも、海溝型地震への備えを一層加速するとともに、道民の命と暮らしを守る総合的な防災・減災対策に全力で取り組むとしているわけであります。

減災計画の達成はもとより、本道の防災力の向上に今後どう取り組むのか、最後に所見を伺います。

○大越農子委員長 総務部危機管理監古岡昇君。

○古岡総務部危機管理監 海溝型地震への対応についてでございますが、発生が切迫しているとされており最大クラスの地震、津波による被害を軽減するためには、道民の皆様一人一人が適切な避難行動を取ることが必要でございます。

道民の皆様の避難意識を高めること、あるいは、津波避難施設の整備を促進することなど、ハード、ソフトの両面からの取組を着実に推進していくことが重要であると考えてございます。

このため、道では、市町村や防災関係機関と連携して、実践的な避難訓練や防災教育などの取組を積み重ねながら、道民の皆様の防災意識の向上に努めてきているところであり、また、特別強化地域に指定されました市町が行う津波避難タワー等のハード整備を促進するため、国の支援に加え、道独自の財政支援措置を講じることとしたところでございます。

道といたしましては、今後とも、こうした取組を通じまして、海溝型地震への防災・減災対策を効果的に進めていくとともに、国や市町村、防災関係機関などと緊密に連携協力し、減災計画に基づく様々な対策に取り組むなど、本道の地域防災力の充実強化を図ってまいります。

○赤根広介委員 それでは最後に、原子力防災対策についてであります。

道の防災計画では、泊原発の災害時には、事態の進展に応じて避難を行う場合、段階的にバス等で避難を実施することを基本としているわけであります。しかし、この間の一部報道にあるように、派遣するバス会社への取材の結果、バス派遣が困難、できないと回答した社が半数を占めるなど、原子力災害時に避難用のバスがそろわない可能性が明らかとなっているわけであります。

これに対し、立地自治体の首長は、信じることはできないと発言をしており、まさに各町村

のバス避難を含む避難計画の根底が崩れかねない状況にあるわけであります。

まず、道はこの現状をどのように受け止めているのか、伺います。

○大越農子委員長 原子力安全対策課長稲場勝敏君。

○稲場原子力安全対策課長 避難用バスについてであります。原子力災害時におけるバスによる住民の緊急輸送については、UPZ内の町村が保有するバスによる対応のほか、より円滑な避難が行えるよう、道と北海道バス協会では、バス運転手の安全確保を前提とした「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」を連名で策定しており、この要領に基づき、道の要請により、北海道バス協会が協会会員事業者と調整し、バスの確保に向けて対応することとしています。

昨年5月の報道を受け、改めて北海道バス協会に確認したところ、バス要請・運行要領については、報道のあった事業者を含め、大手バス会社が参加するバス協会の定例理事会で承認されたものであり、バス協会としては、この枠組みの下、道の要請に基づき、必要なバス台数を確保することとしており、この取扱いに変更がないことを確認しております。

○赤根広介委員 この要領に変更がないのは当たり前の話なのですが、問題は、実態がどうかということで、やっぱり、道庁自らも各社を訪問するなどして、しっかりと確認する努力が必要なのじゃないかなということ指摘させていただきます。

そこで、避難用バスの確保に向けて、道、バス協会、バス会社との協議の場を設けているわけですが、昨年度の協議の場の実施回数と今後の開催予定を伺います。

また、出前研修についても、バス運転手の理解促進にとって効果的な取組と理解しているわけですが、同様に、昨年度の実施回数と今後の開催予定を併せて伺います。

○稲場原子力安全対策課長 バス協会等との協議の場についてであります。道、北海道バス協会及びバス事業者では、毎年度、原子力防災における緊急輸送に関する検討会を開催しており、昨年度については4回、今年度については3回開催する予定となっております。

また、昨年度の出前研修につきましては、バス事業者7社を対象にオンラインにより1回開催したところであり、今年度については、現時点でバス事業者1社が実施予定であり、今後、他の事業者に対しても出前研修の実施の意向を確認していく予定です。

○赤根広介委員 今、バスをはじめ物流業界ではドライバー不足ということで非常に深刻な状況にあって、こうした出前研修の開催自体がなかなか難しいのかもしれない。昨年度は、オンラインによる1回だけの開催ということです。今はオンラインが当たり前になりましたので、直接行くのがもちろん最善ですけれども、こうした新たな手法も含めて、もっと積極的に開催すべき、そのために道としても汗を流すべきだというふうに私は思うわけであります。

そこで、道として、バス会社を丁寧に戻るとしてバス運転手に直接説明する機会が不可欠と考えるわけですが、見解を伺います。

○稲場原子力安全対策課長 バス運転手への理解促進についてであります。道では、バス運転手の方々に原子力災害への理解を深めていただくため、出前研修を実施しているほか、バス事業

者向けの動画の公開や避難用バス運行のしおりの配付などの取組を実施しているところです。

出前研修は、バス運転手の方々にも直接説明できる有効な機会であることから、道としては、さらなる実施に向けて事業者に積極的に働きかけるとともに、バス協会や事業者の御意見も伺いながら、円滑な住民避難の実施に向けて不断に取り組んでまいります。

○赤根広介委員 先ほども答弁にありましたが、いわゆる住民避難用バス要請・運行要領に基づき、道が避難用バスの派遣を要請するという仕組みであります。この要領自体には強制力はないわけでありまして、道の要請を受け、バス会社が派遣を判断する仕組みなわけです。

一方で、新潟県など複数の県におきましては、原子力災害時のバス派遣に関して協定書を締結していると承知しているわけでありまして。道も、要領ではなくて、レベルを1段引上げて、バス協会との正式な協定を締結し、バス避難の実効性をさらに確保していくべきと考えるわけでありまして、この点、見解を伺います。

○大越農子委員長 原子力安全対策担当局長村松卓己君。

○村松原子力安全対策担当局長 バス確保に向けた取組についてでございますが、バス要請・運行要領は、住民避難等のための輸送を要請するに当たっての基本的な方針や手順を具体的に定めたものでございまして、この要領に沿って、道からの要請を受けたバス協会がバス事業者に運行要請を行い、必要台数を確保するとともに、要請を受けた事業者がバスの運行を行うものとして、それぞれの役割を明示しているところでございます。

また、この要領は、協会の定例理事会で承認されたもので、道としましては、万一の際にはこの枠組みに沿ってバスの確保が行われるものと考えているところであり、今後とも、この要領の実効性をより一層高めていくため、緊急輸送に関する検討会などの場を通じ、協会や事業者の御意見を伺いながら、必要に応じて見直しを行うなど、防災対策に終わりはないとの認識の下、住民避難が円滑に行われ、住民の皆様の安全を確実に守れるよう取り組んでまいります。

○赤根広介委員 今、局長は胸を張って答弁されておりますけれども、例えば、泊原発5キロメートル圏のP A Zの住民は約2700人でありまして、バス避難をしようとしたら60台以上を必要とするわけでありまして。さらに、30キロメートル圏のU P Zの住民は約7万4000人でありまして、こちらはバス1800台が必要となるわけでありまして。

当然、自家用車による避難ということも計画の中に盛り込まれているのは承知をしておりますが、非常に楽観的な考えの下にこの計画が立てられているのじゃないのかなと私は思わざるを得ないわけでありまして。

この要領というのは協会のほうで決めているわけでありまして、その協会に対して、もう一段、やはり、確実な取組、強い取組というのを求めていく、これは道がしなければ、協会自らが協定を結びましょうなんて言うてくるわけではないのですよ。意見交換で私は驚いたのですが、皆さん、バスのドライバー不足の状況さえ把握していないような現状でした。

そうした意味におきましては、いま一度、協会、さらにはバス会社と避難の在り方はどうなのかということをしつかりと確認すべきだと私は思いますが、その点、見解を伺います。

○村松原子力安全対策担当局長 避難用バスについてでございますが、住民避難用のバスの確保に際しまして、バス要請・運行要領をまとめるに当たっては、道とバス協会で協議をし、双方合意の下、文書を交わしているところでありまして、道としましては、バス協会と意見を重ねるなどし、連携を強化しながら、その実効性を高めるように取り組んでまいります。

○赤根広介委員 厳しい言い方をすれば、はっきり言って、バス協会に丸投げしているといえなわけでありまして。

そこで、原子力災害時に仮にバスが派遣されない場合、高齢者などの要配慮者の避難が困難となり、住民避難時に大混乱をもたらす可能性もあるわけでありまして。

私としては、バス避難には様々な問題点があるというふうに認識をしているわけでありまして、自家用車による避難も含めて、避難計画全体を見直すべき時期に来ているのではないかと思うわけでありまして、この点、見解を伺います。

○稲場原子力安全対策課長 自家用車による避難についてであります。道の防災計画では、バスによる避難のみならず、居住地などの事情により自家用車で避難することも想定しており、UPZ内の13町村の防災計画においては、それぞれの地域事情に応じた自家用車利用の考え方を盛り込んでいます。

こうした防災計画の内容を踏まえ、毎年の防災訓練においては、相当数の自家用車避難を想定し、交通渋滞の発生を見込んだ警察官による迂回路への誘導や交通整理といった内容などを盛り込んで実施しているところではあります。

道としては、今後とも、関係自治体などとも連携し、防災計画の点検確認や防災訓練の実施などにより、実効性ある防災対策の構築に努めてまいります。

○赤根広介委員 見直さないと断言をいたしましたけれども、果たして、相当数の自家用車避難を想定しているということも現実的に実効性がどこまであるかということをもっと突き詰めていかなければいけないと思います。

先月9日に開催をされました原子力規制委員会における泊原発の再稼働に向けた審査会合では、規制委員会は、耐震設計の目安となる基準地震動を従来の最大620ガルから最大693ガルに引き上げることを了承したわけでありまして、審査申請から約10年で主要論点の一つがようやく決着をしたわけでありまして。

今後、引き続き、津波対策、火山活動などの評価があり、まだまだ再稼働の時期は見通せない状況が続いているとは言えるものの、知事の再稼働に対する判断時期が近づいているということは事実なのだというふうに私は認識しております。

一方で、現に、泊原発に核燃料が保管されている以上、住民の命を守るためにも、再稼働判断にかかわらず、平時より、避難対策など、原子力防災対策を確実なものにしていく責任があり、道としての責任は重大であるというふうに考えるわけでありまして。

そこで、原子力防災対策については、答弁を作成するのは皆さんかもしれませんが、やはり、知事に直接お伺いをしたいと思っておりますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げまして、質

【第1分科会 7月11日 第4号】

問を終わります。

ありがとうございました。

○大越農子委員長 赤根委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、総務部所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

以上をもちまして、本分科会に付託されました議案に対する質疑並びに質問は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

付託議案の審査経過に関する委員長報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大越農子委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

1. 委員長の閉会の挨拶

1. 閉 会

○大越農子委員長 本分科会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本分科会は、7月5日に設置以来、付託議案をはじめ、道政各般にわたり審議を尽くされ、本日ここに一切の審査を終了することができましたことは、宮崎副委員長をはじめ、委員各位の御協力によるものであり、厚く御礼を申し上げます。

以上、簡単ではありますが、御挨拶といたします。

これをもって第1分科会を閉会いたします。（拍手）

午後4時25分閉会